

令和4年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和4年3月16日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月16日午前9時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 川 西 貴 通</p> <p>住 民 福 祉 部 長 大 浦 孝 夫</p> <p>事 業 部 長 島 野 千 洋</p> <p>教 育 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長 乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>経 済 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司</p> <p>総 務 防 災 課 主 幹 吉 田 尚 起</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	7 番	山口 昌亮	1 櫛原山林のメガソーラー開発について 2 ウォーターパークの存続を
7	4 番	井戸 太郎	1 奈良県の「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」で、平群町の飲食店の参加が少ない件について 2 学校での現在のPCR検査方法に至った経緯について 3 新型コロナウイルス対策、平群町へ5つの提言 4 PTA役員会などの間、学童保育一時利用等の配慮を
8	9 番	山田 仁樹	1 野菊の里斎場の運営に伴う町住民優先利用について 2 町有施設利用料金の減免制度と対象について
9	8 番	森田 勝	1 人口対策として市街地農地から宅地転換を 2 公共下水道整備後のコミプラ（汚水処理場）跡地の利活用について 3 駅周事業内等の公園整備について
10	6 番	植田 いずみ	1 ペットと同行避難できる避難所整備を 2 総合文化センター駐輪場に屋根の設置を 3 こども園の待機児問題について

令和 4 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 4 年 3 月 1 6 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。連日お疲れさまです。

町長より、松本総務防災課長が体調不良により本日の会議を欠席するため、吉田主幹が本会議に出席、また川端給食センター所長が病気のため、本日より欠席する旨の通知を受けましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号6番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7 番

皆さん、おはようございます。今回、一般質問として大きく2点、通告を出しています。通告に基づいて質問を行います。

まず1点目は、櫛原山林のメガソーラー開発について。

1)として、櫛原山林のメガソーラー開発について、この間、椿台や西向など、下流域の住民にとっては命に関わる問題として、早急な防災対策が必要なことを9月議会、12月議会の一般質問で取り上げてきました。町の答弁は、大和川総合治水対策の基準にのっとり、開発面積に対応した規模の仮設雨水調整池を早期に建設するよう事業者に求めるとともに、奈良県に対しても事業者への指導をお願いし、その推移について注視していきたいとのことでした。あれから3か月たちましたが、開発面積に対応した規模の仮設雨水調整池は設置されたのでしょうか。

2点目は、次にメガソーラーの開発地の一部に産業廃棄物が埋められていたことが新たに発覚した問題についてお尋ねします。

産廃埋設が発覚した経緯は、事業者が県に提出した林地開発申請書の中に添付されたボーリング柱状図に、「深度11.15メートルから11.30メートル付近、コンクリート片混入」と記載されていたことを住民団体の平群のメガ

ソーラーを考える会が見つけたことからです。産廃が埋められていた場所は、メガソーラー開発地の中央部、広域農道沿いの櫛原1494番1ほか13筆、ここは2009年（平成21年）ですが、7月末日付で平群町が土砂等による土地の埋立て等事業を許可した農園天国の事業地です。事業内容は、面積が9,773.48平方メートル、目的は荒廃した農地を復活させる農地造成、土砂の搬入量は4万1,070立米などとなっています。この農園天国事業、町が埋立てを許可した翌年の2010年1月19日、当時の岩崎町長名で「平群町土砂等による土地埋立て等の規制に関する条例に違反した事業をしている」として改善勧告を出し、同年2月26日に是正計画が町に提出されましたが、そのままその後は放置されていたようです。当然、現況からも明らかのように、当該地は農地にはなっていません。

そこで、この問題について何点か、お伺いします。

①農園天国事業は、結局2009年7月末から翌年の1月19日まで5か月半だけだったのでしょうか。その期間の土砂の搬入量は把握されているのでしょうか。

②この事業で、コンクリート片などの産業廃棄物が埋められていたことについて、改善勧告をした当時、町は把握していたのでしょうか。また、事業者からどのような是正計画が出されたのでしょうか。

③町が改善勧告し、事業者も是正計画を出しながら、その6年後の2016年6月議会での議員の一般質問に、当時の担当課長は、その後、土地所有者が新たな土地利用を検討中ということで現在は停止中、是正計画を出して5年経過して、所有者の変更がなかったかどうか、対応はどうだったのかについて、現在所有者のほうに移転しております。現状としては、新しい所有者の方については、まだ詳しい申請が上がっておらないと答弁していますが、所有者移転はいつ行われたのでしょうか。また、新しい所有者に対して改善を求めたのでしょうか。

次に、メガソーラー開発の事前協議後、農園天国事業跡地の産廃問題について幾つかお尋ねします。

1点目、町の説明では、メガソーラー開発の事前協議は2019年1月とのことでした。この時点での農園天国事業地は、その9年前に町の改善勧告が出された状態のままということになりますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

2点目、メガソーラー開発の事前協議で、町は農園天国事業地に建設残土の盛土があることを説明したのでしょうか。また、メガソーラー事業者は、農園天国事業地の経緯を知っていたのでしょうか。

3点目、町は事前協議で「コンクリート片混入」と記載したボーリング柱状図をチェックしなかったのでしょうか。事業者は「コンクリート片混入」のボーリング調査結果の説明を町にしなかったのでしょうか。

4)は、この産廃盛土問題の今後の在り方についてお尋ねします。

1点目は、メガソーラー事業者は、コンクリート片など産廃混じりの土砂を沈砂池の造成に使用しています。その責任を明確にするとともに、直ちに改善させるべきです。町長の見解を伺います。

2点目、コンクリート片が発見された盛土について、事業者に追加のボーリング調査をさせて実態を正確に把握すべきですが、いかがでしょうか。

3点目、盛土の上に新たな盛土は災害の危険が高くなります。そのような開発計画は許可しないよう県に要請すべきです。町長の見解を伺います。

大きい2点目は、ウォーターパークの存続をということで質問いたします。

昨年12月議会で、体育施設条例のウォーターパークに関する条文を削除する条例改悪が議決されました。要するに、ウォーターパークを廃止するということが決まりました。この決定には、多くの住民、特にお子さんを持つ現役世代の父母から批判の声が上がっています。町長のウォーターパーク廃止の理由は、建設から28年経過し劣化が激しく、存続するには改修経費が5億4,000万円もかかり、町財政の現状からはあまりに負担が大きいということでした。全国各地で公営プールが経年劣化で廃止する事例は数多くあります。しかし、28年程度での廃止は皆無です。また、ウォーターパークを通常に運営するための改修経費が5億4,000万円とのことですが、このことについては、この分野に詳しい方から疑問が出されています。

そのことも含め、幾つか質問します。

まず、改修経費5億4,000万円について。管理棟、機械室、またウォータースライダーの支柱以外を撤去、処分し、プール本体などを新たに据え付けることになっています。住民や議会への説明は修繕費でした。プール本体入替えの説明はしなかったのはなぜでしょうか。

2点目は、2019年のメーカーの点検報告書では、ウォータースライダーの一部に重大な劣化があるとの指摘はありますが、プール本体の交換が必要との指摘がありません。改修経費の試算にプール本体入替えが入っているのはどうしてでしょうか。

3点目、ウォーターパークの現状で、町は各種プールの防水塗膜の剝離を強調していますが、これがプール本体入替えの根拠でしょうか。

4点目、この分野に詳しい方は、プール本体の入替えをしなくても、傷んだ部分の補修で使用継続が可能と指摘しています。ウォーターパークは、平群町

住民の貴重な財産です。プール本体を入替えせずに、継続使用できるのであれば廃止の必要はありません。きちんと専門家に改修経費の積算を依頼すべきです。町長の見解を伺います。

以上、大きく2点について、町長以下、理事者の明快な答弁をよろしく願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、櫛原山林のメガソーラー開発についての御質問にお答えいたします。

まず、仮設の雨水調整池が設置されたのかということですが、現在も引き続き奈良県と事業者が防災対策工事の雨水調整池の設置の協議を行っており、主に調整能力の考え方での協議が行われていると聞いております。

次に、開発地の一部に産業廃棄物が埋められていたことが新たに発覚した問題について、搬入土量は把握しているのかということですが、正確な土量は把握しておりませんが、4万立米以上の土量が搬入されていたということで認識しております。

次に、改善勧告時、産業廃棄物が埋められていたことを町は把握していたか、また、どのような是正計画が出されていたのかという御質問ですが、改善勧告時の産業廃棄物の混入については確認されておりません。また、事業者からの是正計画は、事業計画にない行為であった切土を行った箇所の切り立った斜面に土を埋め戻し、安定のり面に斜面を整形するという計画でありました。

所有権移転はいつ行われたのかということですが、事業地内14筆中、7筆が平成28年1月に、残りの7筆が平成28年10月と11月に新しい所有者へ所有権移転が行われ、平成29年7月に現在の事業者が所有権を取得しております。新しい所有者に対しては改善を求めておりません。その際ですね、盛土の許可をしましたことに対して、切土の搬出行為を止めるということが重要視をしておったということでございます。

メガソーラー開発の事前協議後、農園天国事業跡地の産廃問題について、事前協議が行われた2019年1月時点で、事業地は9年前に改善勧告が出されたままかということですが、農園天国事業地については、改善勧告後、切土した部分の盛土による復旧はされていないというふうに認識しております。

町は事前協議で事業者へ建設残土の盛土のことを説明したか、また事業者は農園天国の経緯を知っているのかという御質問と、町は事前協議で「コンクリート片混入」のボーリング柱状図をチェックしなかったのか、また事業者は町

に説明しなかったのかということですが、町から事業者へ建設残土の盛土の件は説明しておりませんが、事業者は把握されているものと考えております。なお、林地開発事業では、奈良県からの意見照会に基づき回答するもので、事前協議という手続はありませんが、また開発許可申請書類は拝見しておりますが、審査までは行っておりません。技術的、専門的な検証は、許認可権者である奈良県が定められた技術基準等に即して実施されるものと認識しております。

産廃盛土問題の今後の在り方についてということで、事業者はコンクリート片など産廃混じりの土砂を沈砂池の造成に使用しているが、直ちに改善させるべきではということですが、沈砂池の造成で掘り起こされた土砂や大型土のうを撤去する際の大型土のう内に含まれている廃棄物は適正に搬出処理を行うよう奈良県からの指導を受けていると聞いております。

次に、事業者に追加のボーリング調査をさせて実態を把握すべきではということと、盛土の上に新たな盛土は災害の危険が高いため、開発計画の許可をしないよう県に要請するべきではということですが、奈良県は事業地が農園天国事業跡地で、盛土の上に新たな盛土を行う開発行為であることを認識した上で、改めて森林審議会などで厳正に審査されますので、審査の中で必要な調査があれば指示されるものと思われまます。また、許認可権者である奈良県が申請内容を精査され、適切に判断されるものと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

町はあまり許認可の権限がない、奈良県がちゃんとやってくれるだろうというような、全体としての答弁だったと思うんですね。今月3月8日に奈良県議会で私どもの日本共産党の山村さちほ県会議員が、この問題で一般質問を行っています。当然それは町のほう、町長以下、担当者の方々は見ておられると思うんですね。県議会の場合は未定稿ですけれども、未定稿で質疑のやり取りが出てきますから、また、これは奈良テレビで放映されてますから見ておられると思うんですね。そこではね、今、部長は県のほうが適正にきちんとやってくれるだろうというような答弁をいろいろされたんですが、ほとんどそういう答弁にはなっていない。それは御存じやと思うんですね。許認可は県にあるけれども、まず大きい全体の問題として言いますけどね、災害が起こって被害を受けるのは平群町なんです。平群町の住民なんです、町も当然そのことで、財政出動とかいろいろ出てくるわけですから、そこを見るならね、今のような、私は無責任な答弁はできないと思うんですが、取りあえず一つ一つ確認しますね。

まず最初の、この間、今の沈砂池は全く防災機能を持っていない、全く持ってないというか、要するに水については何ら歯止めにならない。大雨が降れば当然、下流域に水がざっと出るとか、今造ってある沈砂池ののり面だって流されるという可能性が非常に強い。こういう指摘がされてますし、そのことについては県も、いや、そんなことはないとは言っていないわけです。だから、さっき答弁あったように、雨水の調整池は必要だというふうに県は認めてるわけです。ただ、認めてるんですけど、ここで聞きますね。認めてるんです。ほんで、何て答弁したかという、梅雨時までにはできるように事業者に指導していると。梅雨時まで、できるだけ早い時期にとも言っております。これは担当部長の答弁です。梅雨っていつからですか。早ければ5月の中頃、下旬ですよ。今日は3月16日です。ということは、梅雨が早ければもうあと2か月ですよ。2か月でちゃんとした今の仮設調整池、今の裸になったあの山の災害、水の出方を防げる、そういう調整機能を持った施設を造れるんですか。今日からやっただけで造れるかどうか疑問でしょう。だって、あの沈砂池、あれだって二、三か月かかったわけでしょう、できるまでに。そこんとこを町としては、しっかり県に言わないと。はっきり言いますけど、事業者は調整池を造る場合、その前に住民説明会開くって言ってるんですよ。そしたら、これから例えば今、県と事業者が協議して合意したとしてですよ、住民説明会をこれから開くとなったら、あしたというわけにいかんわけですから、2週間、3週間後になるでしょう。ほんならもう4月です。それから工事を始めました、間に合わないじゃないですか。あれだけの広い地域に何か所造るのか分かりませんが、要するに谷ごとに造らないと駄目なんですよ。その点をどう思ってるんですか。住民の命がかかっているという点で、まずそこんとこをもう1回、県が言ってることも聞いた上で、町としてどういう態度を取るのか答弁してください。

それから、産廃の問題について細かく分けてますけども、まず2)についてお聞きします。

もう10年以上前になりますけども、改善勧告をし、是正計画が出されたんですよ。でも、その後、何もせずに放置してきたんでしょう。これはどういうことなんですか、町として。ましてや、その途中で議会の質問に答えて、地権者が変われば、そのときはもう変わったらしいですけど。26年の話でしたっけ、さっき言ったのは。そこからだって、もう7年以上になるわけでしょう。その間、町は何もしなかった、ほったらかし。谷を埋めて、盛土4万立米がほぼ埋まってるって話でした。一方で、してはいけない切土までして土を出していたと。その是正をする計画が出たけど、出しっ放しでほったらかし。その後、町は何の指導もしなかったんですか。なぜ何の指導も、この間ほったら

かしにしてたのか、それを教えてください。途中で議員から質問があったのに、それからでも何年もほったらかし、それはどういうことでしょうか。

それからですね、産廃が入っていたことは知らなかったと。住民団体から出された質問に対して、住民団体から言われて初めて知ったということなんですけどね、これも変な話なんですよ。あれだけごろごろとコンクリート片とか、いろんな建設廃材の産廃に当たるようなものが出てるのに、これ、工事やってたときも調査を何回も行ってるでしょう。あの当時は、あの辺、櫛原大字がやってる、実際に工事したのは鈴木建設ですけども、やってたあの農地造成についても見に行きましたし、議会もこぞって信貴畑の埋立ても何か所かあったときに見に行きましたよね。今、課長が座ってるけど、課長が前に担当してるとき、見に行きましたよね、議員全員で何年前か忘れましたが。それをずっとチェックしてたなら、私分かるはずだと思うんです、掘らなかつたって、あの辺ね。あれは、今度沈砂池を造るのにちょっと掘り返したから出てきたということなのかもわかんないですけども、それも私は不自然だと思うんで、なぜ分からなかったのか。これは聞いたって答えようはないでしょうけども。それでね、本来、産廃が分かった時点で、農園天国に対して是正を町としてはさせないといけないんじゃないですか。当然、地権者は今の説明では2回変わってるということですけども、新しい地権者に対して計画が出てないって、この前、26年か27年の質問に対する答弁でしたけど、じゃあ、何でその人たちに新しい事業者が、計画が出るまでほったらかしなんです。そこを教えてくださいね。

それからですね、最後の盛土問題の今後についてということを出してますけど、ここでは県はもうひどい答弁してるんですよ。県の答弁、何て言ったと思います。ちょっと言いますが、これはうちの山村県会議員が、産廃が混入した土を沈砂池の堤防のためにフレコンバッグに入れて利用されておりますが、これは廃棄物処理法に違反するのではないかと。要するに、廃棄物処理法上ですね、埋まってる産業廃棄物を動かしたら、これ自体がもう法律に違反するわけですね。そのままなら最初にそこへ入れた人が罪に問われますが、その後、地権者であろうと埋まってるものを出して動かせば違反になるにもかかわらず、塩見水循環・森林・景観環境部長は、当該沈砂池は、住民の安全を守るために、応急防災工事として施行されているものでございまして、この当該廃棄物、コンクリートがらなどでございますが、現事業者が持ち込んだものでないということ、そして現事業者は今後の施工によりまして、廃棄物を法に基づいて適正に処理するということを言っていることから、現状において直ちに事業者の行為が廃棄物処理法の違反には当たらないと判断しております。こんな

でたらめなことを言ってるんですよ。これは私どもの山下芳生、党の副委員長であり、また参議院議員なんですが、国会でこの前、その秘書が現地を見に来てくれました。国会で、環境省とか国土交通省にその辺を問合せしてるんですね。今、環境委員をしてますから、山下芳生参議院議員はね。それで問合せもらったら、当然動かしたら違反だと言ってるんです。だから、県はとにかくそういういいかげんなことを言ってる。そんなことを言ってるんですけど、だから町としては、フレコンバッグに入ってるもんも含めて、あそこにある産廃を一部固めて置いてありますけども、もう1回きちっと掘り返して調査して、どれだけの産業廃棄物が入ってるのか、入っていればそれを撤去させる。じゃあ、誰が撤去するのか。当然、農園天国なんですよ。農園天国事業者にそのことを町として告発すべきじゃないですか。まずその指導をして、しないんだったら告発すべきでしょう。県に代執行をしてもらってでも取り除くべきでしょう。

そして、今度のメガソーラーの計画では、この盛土の上にもう1回盛土をするというわけでしょう。何メートルですか。これには4メートルぐらい入ってるんですか。その上にまた何十メートルって盛土をするんでしょう。熱海と全く一緒のものになるわけですよ。でも、県の答弁は、事業者が安全な設計を出してるから大丈夫だって答弁したんですよ、部長は。こんなばかげた答弁を県の担当部長がやってる。最初に言いましたけど、被害を受けるのは平群町の住民、また平群町行政、こんな県の答弁を許しておいてええのか。町も一緒の考えですか、その点をはっきり答えてください。何点か聞きましたけど、明快な答弁をお願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず調整池なんですが、仮設の調整池ということで梅雨どきまでにということで言われてます。町としても、確かに動きは遅いように感じております。梅雨どきまでにということで、それについても当然、県あるいは事業者にも設置するよということ言ってるわけですが、お聞きしますと奈良県と事業者の間で調整能力について協議されてるということでお答えいただいとるところです。

また、沈砂池につきましても、これも改修を考えてるということで、その改修の仕方についても県と協議中ということで、当然早くその協議が整って、実際に着手されるよう、町としても県にも申し上げていきたいというふうに思っております。

次に、農園天国による切土の問題なのですが、土を埋め戻しして、盛土をして埋め戻しをするということを許可しておりました。よって、切土をしてその土を搬出するという事は許可の中には入っておりませんでした。あるときから事業者は、事業地の外にある山を削り出してですね、その土を搬出し出したということで、これを止めると。許可をしていないことをするという事ではよくないということで、これを止めたということです。それが止めた上でどうするのかというふうに事業者に求めたところですね、切土した部分については、もう一度土を埋め戻しますというような改善計画を出されたんですが、基本的に、その段階で事業者のほうで撤退してしまったと。所期の目的で言います許可をしていない部分の切土の搬出ということについては止めることができたというところでございます。

産業廃棄物が埋まっているということなのですが、山口議員が言われたとおり、議会議員さんが現地に視察に行ったときにもですね、その状態で産業廃棄物が当然埋まっていることであれば、その時点で問題になったかと思えます。町のほうもパトロールで、度々現地に行って搬入される土を見ていましたが、その時点では産業廃棄物というのは確認されておりません。お互い注視してたと思えます。また、当時地元の方も御覧になってたと思うんですが、その時点で、産業廃棄物の混入ということが問題になったということではなかったというふうに考えております。

現況なのですが、ただですね、古い資料をちょっと探しましたら、この農園天国が事業を撤退した以降の話になるんですが、平成25年に町がパトロールをしておりましたら、農園天国が撤退した後ですが、何者かが埋立て整形された場所にコンクリートがらを不法投棄されていたということを確認しております。一部コンクリートがらをダンプか何かで持ってきてですね、捨てたというような状態で、一つの場所に固まってコンクリートがらを投棄されてた。これは平成25年です。今現状ですが、コンクリートがらが混入されている部分があるという事が出てきているということですから、県の答弁でも明らかなおりで、そういう状況を是正するために、大型土のうちの中に含まれてるものかどうか、周辺にあるようなものについて適正に搬出処理をするよう県が指導してるということでお聞きしております。そういう状況を是正するための指導をされてるということでお聞きしておりますので、産業廃棄物の担当部署であります奈良県のほうの判断ということ認識しております。

以上です。

○議長

山口議員。

○ 7 番

まず、最初の雨水調整池が間に合わない状況になってきてるんですよ。もうぎりぎりの状況です。そこについてどうするのか、町長、どうなんですか。下流域の樁台や西向、梅雨で去年はたまたまそんな大きな雨はなかったですけども、降らないとは限りませんから。県は梅雨前までにと、こう部長はおっしゃってるけど、さっきも言いましたように、もう2か月しかない状況で間に合うのかと。もうここは一番危惧されるんですよ。強く県に、そんなん指導してる、指導してる、調整池の規模について、能力について協議してるとか言ってるね、もうどんだけたってるんですか。12月からだけでももう3か月ですよ。その間、業者は担当者も変わってるし、実際一体どうしようとしているのかね。もともと工事のやり方が、本来なら防災施設を設置してから伐採すべきものを全て一気にですね、ほとんど防災施設を造らずに伐採してですよ、そんなやり方をするような事業者ですよ。信用できないでしょう、この間ずっと。だから、町としてしっかり物を言わないと、県は県議会でさっき言ったような答弁しかしないんですよ。安全は守れますか。そこを一番言いたいんです。ちょっと町長、県に対して、しっかり知事に物を言ってくださいよ。しょっちゅう知事と会合してるんでしょ、39市町村の首長で。そのために奈良モデルとか何とかやってるわけでしょう。一番大事な命を守ることでしょう。これは町長が後で答弁してください。

それから、産廃の問題については、今、部長のほうから25年に何者かがコンクリートを放り込んだってこういう話ですね。その何者かが放り込んだっていうのは何で分かったのか分かりませんが、ということはこういうことですか、農園天国は別にコンクリートがらとかそんなものを放り込んでないと。後からずっと止まって放置されたままになってるところに持ち込まれたもんだと、こういうことが今言いたかったんでしょ。でも、県はこの間そんなこと一切言ってませんよ。でも言ってないけど、だからボーリング調査もしないって言ってるんですか。いや、それだったらそれで掘り返してみて、ほとんどないわと。県が言うように、コンクリート片が幾つか出てきただけで一切ほかにはないという証明をしたらいいじゃないですか、ちょっと掘って。その掘ることすら拒否してるんですよ。それは町が県に言わないと駄目でしょう。町からもしっかり、掘るぐらいすぐ掘れるでしょう。前はずっとユンボを置いてましたけど、今はもうなくなってますけど、あったときやったらすぐ掘れたじゃないですか。だって、現にそれで沈砂池を造ったんですから。それも、だから今の話は初めての話ですから、そういう認識を持ってるのかどうか、もう1回答弁してください。私はもう1回きちんとボーリング調査なり、掘り返すなりして

ですね、実態把握をしっかりとやってほしい。同時にそのことで、入ってなかったらそれでいいですよ。その上に今、協栄ソーラーが計画している盛土をして大丈夫なのかどうか。技術的な話は全然してませんし、私も技術的な話は分かりませんが、県は事業者が今の水位が地上から25センチ下にあって、今のままで盛土をしたら危ないからということで、その下にパイプを埋めるって、こう言ってるらしいんですよ、要するに4メートル下に。それで水を抜くということらしいんですが、そのパイプはどこへ流れると思います、水。当然、下流って言えば、すぐ横が広域農道ですよ、フラワーロードですよ。その下にパイプを入れなあかんわけですね。あのフラワーロードは誰が管理してるんですか、平群町でしょう。それ、パイプを入れるんだったら、当然平群町との協議が必要になってくるでしょう。そのことも含めて、県から相談を受けてるんですか。

同時に、そこからパイプもそうですし、沈砂池を造るにしたって、当然下流域の水路とも関係してきますよね、河川や水路と。河川協議はしたんですか、町は事業者と。県からそういう指導を受けてないんですか。そこんとも全然この間、何の説明もないんですよ。平群町は県が全てやってるみたいなこと言ってるけども、実際は河川協議とかフラワーロード下の埋設パイプを入れるとかいうのであれば、当然平群町との協議も必要になるんですよ。それ抜きで県と事業者だけでやってるんですか。ますます遅くなるじゃないですか。県と合意しても、その後は町と協議しなきゃ駄目じゃないですか。当然協議しないと駄目でしょう。そのことも含めて教えてください。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず当然、沈砂池についてはですね、町からも県には申し入れるということでございます。平成25年に事業者が撤退した後にパトロールをしていたときに、不法投棄が見つかったというのはそれだけのことで、何かそれ以上の意味ではありません。ただ、そういう状態を確認してるということです。

次に、山口議員、前提として広域農道の下に何か新たなパイプを埋設されるということが事実のようにおっしゃってますが、町にはそのような話は一切聞いておりません。そういう計画があるということについても聞いておりません。ただ、県議会の中で答弁されたと思いますが、事業地の中に4メートル下に掘り下げたパイプを設置するというようなことはおっしゃってたということなんですけど、それがイコールその広域農道の下にそのようなものを埋設するというような計画があるという話は、町のほうではお聞きしておりません。

以上です。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の調整池の件についてお答えさせていただきます。

当然、住民の安心安全を守るのは、町の責務であるというふうに考えております。奈良県の部長が答弁されてるとおり、梅雨までには調整池を設置するよう指導するというふうに言われております。町としても、このことに鑑みながら、県に対して、また事業者に対して早急に実施するように県に言ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

強く言ってくださいね。今でももう本当に間に合うかどうか微妙なんですから。

それと今、産廃のほうですけども、町はでも協議する必要になりますから、その4メートル下のパイプとかいうことになれば。当然、本来なら林地開発の許可を取るまでに平群町とは河川協議しないとイケないのに、それもすっ飛ばしてるわけでしょう、県のほうはね。奈良県の審査がもうむちゃくちゃいいかげんなんですよ。さっきから何回も言うように、住民の命に関わる問題ですから、県がすっ飛ばしてる部分、そこはちゃんと平群町としてやらないと。だから、県がやってくれてるからっていう答弁にずっと終始してますけども、そうじゃないよと。ここの部分については、平群町も一緒に協議しないと、調整池は造れませんよということなんですよね。だから、河川協議とその道路下、要するに盛土しても大丈夫って、県の部長は議会で言ってるわけだから、ほんまに大丈夫なんかっていう疑問を専門家は持つわけですよ。だから4メートル下にパイプを取って、そのパイプは後どこへ流すかは全然何も言ってないらしいから、平群町に協議に来ないんでしょうけど。パイプの先は、どっかへ水を流さんと、そこへたまるだけでしょうという話になるからね。だから、その辺も含めてもう答弁はええですけど、ちょっとそこはきちっとってくださいね。そのことは強くお願いしておきますし、ほんでこの問題、本当にね、もう丸2年以上、毎回質問してますが、そのたびに新しい問題が起こってるんですよ。それぐらい事業者はいいかげんだということですよ。いいかげんなことをやってるとのことですよ。同時に、県もいいかげんなことをやってるとのこと

ですよ。知事もあそこまでやられて止めたけど、その後が遅過ぎる。止めたのはよかったけど、それも遅かったんですよ。4月から言ってたことですからね、あそこの問題については、河川の偽装についてはね。でも、止まったのは6月、あれ4月に止まったらもっと被害は少なかったんだ。今回、またそれを再開なんかさせて、盛土なんかさせたらえらいことになりますからね。そのことは強く申しておきます。この問題については、またということにしてというか、取りあえず町長のほうから強く県のほうにはですね、あんな県議会の答弁では住民の安全は守れませんよということは強く言っていたきたいということをお願いしてですね、1問目はこれで結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、山口議員御質問の2項目め、ウォーターパークの存続をについてお答えいたします。

1点目の改修経費5億4,000万について、住民や議会への説明は修繕費であった、プール本体の入替えの説明をしなかったのはなぜかについてですが、ウォーターパークの改修につきましては、これまでの維持管理実績、法定点検は、それぞれの事業者からの点検報告等におきまして、プール本体や設備について複数の改善、改修箇所、項目などの報告を受けており、それらに基づきまして入替えを含む保守、交換をするということで説明をしたものであります。

2点目の点検報告書において、プール本体の交換が必要との指摘がないのに、改修経費の試算にプール本体入替えが入っているのはなぜかについてですが、まず御質問にありましたウォータースライダーの点検の件ですが、2019年（令和元年）ですが、そのときの定期検査報告書によれば、ウォータースライダーの滑走面接合部のFRPのひび割れ進行として要重点点検の指摘はありますが、一部に重大な劣化があるとの指摘はございません。

次に、プール本体について、議会においてはプール槽補修という説明をさせていただいており、これは入替えという表現はしておりませんが、一部においてプール槽、床板の入替えが必要なところもあり、概算改修経費には入替えも含む補修との内容で記載したものであります。

3点目の防水塗膜の剥離を強調している、これがプール本体の入替えの根拠かについてですが、それをもってプール本体の入替えが必要との説明はしておりません。

4点目のプール本体の入替えをせず、継続使用できるのであれば廃止の必要はない。専門家に改修経費の積算を依頼すべきではについてですが、令和3年

12月議会において、改修経費はあくまでも概算で5億4,000万と説明をさせていただきます。議会説明資料の項目以外にも、改修、交換、整備が必要な項目が多々あります。これまでの改修実績や見積りも含めて、これら補修には数億円の経費が見込まれます。ウォーターパークについては、既に廃止の条例改正を可決いただき、令和4年度当初予算において、次のステップとしてウォーターパーク跡地の有効な利活用に向けた検討業務を進めていくものであり、専門家に改修経費の積算を依頼する考えはございません。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

まあ、ようそんなでたらめ言えるな。プール本体を入替えるなんて全然説明してへんよ、1回も。住民に出した、ホームページにだってそんなこと書いてないでしょう。これ、ずっと歴代のあなたたちが説明してきたやつをここに持ってきましたけども、最初はいつやったか忘れたけど。去年の2月5日に、これ、全員協議会か懇談会か何かがあったんですよね。そこで、ウォーターパークの概要ということで、今どうなってるかということが出てるんですよ。そこに大規模改修にかかる費用で概算って書いてあるんです。ここの書き方はね、25メートルプール設備、流水プール設備、幼児プール設備、着水プール設備、それが全部幾らって書いてですね、防滑シート貼り替え、擁壁面塗装、配管設備工事等5億4,118万1,000円、金額は全部これと一緒にです。これもそうです。これは住民向けのホームページに載せたやつやと思いますけど、これも書き方はプール槽ごとに書いてある。ほんで、これがその後、ウォーターパークの在り方って、これも多分、議会説明か何か。これが去年の12月に出してきた議会の条例、一部改正条例案の説明資料、これも全く一緒です。これの元は何やったんですか。当然、業者にずっと何回もあなたたちはあくまで概算と言いながら出してきました。それで担当してた北川参事に、これ、いつもらったんかな、去年やったか、今年やったか、今年に入ってからやと思うんですが、プール施設工事概算書、計画名「平群町ウォーターパーク改修計画」、計画工事場所、奈良県生駒郡平群町、要するに平群町の点検修理をしているヤマハが出してきた資料です。ここはね、今私が言ったこういう書き方とは全然違う書き方をしてるんですよ。これ、町長、御存じですか。ここにはこういう分け方してるんですね、大きく四つに分けてるんですよ。解体撤去工事、これ、小計3,500万4,000円、次に建築工事、これが6,026万5,000円、その後にプール設備工事3,660万円、最後、四つ目がプール工事って

書いてあるんです。3億8,914万円、全部合わせると6億2,517万1,000円、これが元なんです、でしょう。町長、これ、見てますか。当然、莫大な金を使って、28年、29年前に造った、平群町で一番公共施設として特に若い世代から切望されていたプール。やっと相当な莫大なお金をかけて、体育施設一式と一緒にすけれども、北川町長の時代に造った平群町の財産ですよ。それを廃止する、それだけ大きなことをするのに、なぜこれを議会に出さなかったのか。私はこれをまとめたもんが、これまで町が議会や住民に説明したもんだというなら分かるんです。でも、ここにははっきりとプールの本体の撤去、そして新しいのを据え付ける、この金額が入ってるんです。これを抜いたら1億にならないですよ。なぜそれを説明しなかったのかって聞いてるんですよ。今の答弁はそれを全然答えてないじゃないですか。あたかも説明したかのように答弁したけれども、本体の入替えなんてどっかで言いましたか、1回も言ってませんよ。部長も知らなかったんちゃう。町長も知らなかったみたいですよ。ほんなら誰が知ってたんや。北川参事が1人でやったんですか。最後、町長が決裁してるはずやから、当然知らないは通らないですけどね、はっきり言いますけど。当然、町長や副町長、部長が判こを押してるわけやから。ただ、これは見てるでしょう。

それと、もう一つ言いますね。この間、それをヤマハがやったのかどうか。要するにプールの点検を毎年やってますよね。コロナで20年、21年と営業してませんから、点検は19年が最後になってます。その19年の点検で、今、部長がちょっと答弁したけど、本体を変えなければならぬっていう指摘なんか一つもない。剥離してるというのはある。でも、それは修理すればできるということになってるわけですよ、点検では。それを何で入替えなあかんとこまで、それもプール槽を全て入れ替えるんですよ。要するに、重大な劣化があるっていうのはウォータースライダーだけでしょう。プール槽そのものに対してはそういう指摘はなかったと、さっき答弁したけど、ないんですよ。ないのに入れ替えるという、工事費用をですね、さも修繕でそれだけかかるみたいに見せてるっていうことになるんですよ、どう考えても。

それとね、ここにろ過器交換って書いてあるでしょう、あなたたち。プールの改修経費のところ。でも、元のここには、ろ過器はですね、既設利用ってなってるんですよ、全部。ろ過器1、2、3、4、5、6。全部、既設利用になってるんですよ。そのまま使うというわけですよ。それをこっちは入替えてなってるんです、あなたたち。勝手に改ざんしてるじゃないですか。住民や議会への説明文書、もともと事業者が出してきた資料を改ざんして出してるじゃないですか。どういうことなんですか。要するに改ざんして、あなたたち

は議会の議決を採ったということになるんですよ。うそをついて議会の議決を採ったということになるんですよ、町長、そうでしょう。もう細かいことは言わないです。どういうことですか。子どもたちが一番夏に楽しみにしているプールを、いともあっさり住民をだますような形で廃止するってどういうことですか。町の財産をあなたはそんな簡単に潰すんですか。調査しないって言ったでしょう。もう議会を通過して条例で廃止が決まってるんだからしない。でも、建物はまだあるじゃないですか。これを潰したら、あなたたちは犯罪ですよ。うそをついてるんだから、町長、あなたの責任ですよ、教えてください。その二つのうそ。うそじゃないというならはっきり言ってください。なぜこれを出さなかったか。これはもう最初の資料が出る前からあるんですよ、これは。元を出してくれって言ったらすぐ出してくれましたよ。今年に入ってからですけども、おかしいんですって。よそはこんなことどこもやってない。議会にはよその廃止したところをいっぱい出しましたけど、ほとんど40年じゃないですか。一番平群町に近い、これは住民の皆さんが調べてきたことですけども、一番平群町の規模に近い香川県の高松市、そこはもうなくなってますけど、あったときは33年目のときに大規模改修してるんですよ、7,000万円。その後10年以上使って廃止されてるんですけどね、平群町はまだ28年ですからね。こんなんでも廃止するってというのは、平群町の財産をみすみすどぶに捨てるようなもんじゃないんですか。ちょっと教えてください。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま議員が一番元の見積りということで説明いただきました業者見積り、私も手元にございますけども、これについては私もよく見ております。これは指定管理者のほうウォーターパークの改修経費ですか、いろんな補修もありますけども、それが今後ですね、非常に高くつく、そういうことが想定されるということで、業者のほうにプールを更新する場合に幾らかかるかと、そういうようなことで見積りを取ったというふうに聞いております。それで、この見積りを出さなかったのはなぜかということですけども、当然我々も専門家ではありませんので、詳細な知識を持っているわけではございませんけども、この中からですね、見積りを頂いた業者にもお聞きしながらですね、どれとどれをやれば修理できるか、最低限のものができるかというようなことも含めて数字を積み上げたものでございます。プール槽本体の入替えが、この見積りによれば、プールを全て撤去して本体を入れ替えると、そのようなことになっているということでございます。現場を見てみればですね、当然詳細な設計をし

たわけではございませんので、全てのプールを入替えなあかんのんか、いや部分的にいけるんか、そういうことは正直分からないところもあるんですけども、一部のプールにおきましてですね、地下水の関係で入替えなあかんと、そういうようなことも前々から聞いておりますので、そういったちょっといろいろとですね、もう組合せはいろいろあったんですけども、そういうことを含めて、議会のほうには5億4,000万という数字を積み上げてですね、提出させていただいたものでございます。ただ、我々は当然この5億4,000万の根拠ですね、どうなのかと言われればですね、詳細な積算根拠がないと言えそれまでになるんですけども、業者に現在のプールの現状を説明して、業者がそれを確認、把握をされた上で、業者からの見積りの結果であったと、そういうふうに理解しておるところでございます。住民さんをだますとか、うそをつくとかそういうような考えはございません。

○議長

山口議員。

○7番

ほら、詭弁やないか。ここに何て書いてあるの、プール槽補修やで。議会に出したのも一緒よ。最終、去年の12月の議会に平群町体育施設条例の一部を改正する条例について議案説明資料、まだそんなん3か月前の話やんか。ここに何て書いてあんの。競泳プール25メートル、改修内容、プール槽補修、ろ過器交換、両方ともうそやないか。補修じゃないでしょう、入替えでしょうが。流水プール、プール槽補修、ろ過器交換、直線スライダー補修、スライダー階段補修、気流装置交換、このプール槽補修っていうのは全部プール槽補修よ。うそを書いてるやないか。これ、うそと違うんですか。あなたの補修というのは入替えという意味ですか。おかしいでしょうが。ほんで、これ知ってたんやったら、知っててうそついたことになるよ。熟知してるって言ったね、今、これ。地域振興センターが頼んだ、どういう頼み方したんですか。だって、点検してる場所はプール槽の入替えなんて、点検の中で1回も書いてないのよ。プール槽については、剝離部分があるというだけで、補修でできるってなってるわけじゃないですか。何でそうやのに、プール槽の入替えがここへ出てくるのよ。当然これを頼むときに、プール槽を入れ替えたなら幾らになるかって聞いたんじゃないの。そうとしか思えないでしょう。地域振興センターに聞いてくださいよ。誰が頼んだんですか。副町長は理事長やな。副町長は知ってるんですか、これ。ほんなら、あなたもこの説明のときにずっと議場にいてるわけだから、入替えを補修と言ったのは知ってるわけでしょう。ろ過器は入れ替えなのに、入替えと書いてるのはあなたも見てるわけだ。そのときに気がつかな

かったんですか。あなたは理事長として当然これを先に見てるはずでしょう。どうなんですか、町長は知ってたんですか、知らなかったんですか、どっちですか。最終決裁でこのことは熟知してたんですか。部長は知ってたって。知っててやったんなら、住民に対する背任じゃないですか。よくそんなことができますね。説明してください、もう1回。うそじゃないんですか、これ。補修と入替えは一緒ですか。町長、答えてください。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいまの質問でございます。先ほど来からですね、業者が当初に出した見積りの件ですね、私もこの表については議会資料を説明する前に、こういうものがあるということについては知っておったと、それはもう事実でございます。いわゆる入替えか補修かというようなことでございます。一番当初のこの業者の見積りを見れば、確かに議員おっしゃるように、プール槽撤去処分ということが書いておりますので、プール本体の入替えを含む数字であると、確かにそのように見えるというか、確かにそうやったと思います。今、議会のほうに説明させていただいた資料の中ではですね、プール槽補修、ろ過器交換ということで書いておりますけども、当然我々も詳細な設計をしたわけでもございませんし、素人と言うたら言葉は悪いんですけども、あまり知識がない中での資料作成、もちろん業者のほうに一定のレクチャーも受けながら資料を作成したんですけども、言葉的には入替えという表現を使ってなかったんですけども、一部のプールにおいて、やはり入替えが必要なところもあるというのは認識しておりましたんで、そういう意味も込めて補修ということで議会の説明資料は作っております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっと議長、ちゃんと答弁させてください。同じことを言ってるんです。全然説明になってないんです。入替えと補修が一緒のはずないでしょう。一部入替えって、これ全部やんか、プール槽。そんな重大なことを説明してないのよ。私も全く素人ですから、高いとは思いますが、補修で何でこんなにかかるかとは思いますが、しかし分からんから、そんなもんかなってみんな思うじゃないですか。でも、このような仕事をやってる人が見たら、何じゃあれってなるわけですよ。ほんで書き方も言ったでしょう、あなたたちはプール

槽ごとに金額を入れているんでしょう、補修とろ過器交換の金額を。でも、元のほうはそうじゃない。プール本体据え付けるのに幾らかかる、撤去は撤去で別にしてる、これを全部抜いたら、どう考えたって2億いかない。1億ちょっとぐらい。だから、もっと精査してスライダーとかを直さずに、使わずに本体だけの修理だったら7,000万円ぐらいでできるんじゃないかと言われてるんですよ。それだったら幾ら金がないといったって、あと10年以上使えるわけです。当然子どもたちも喜ぶわけです。いつまでもコロナは続きません。町の財産をみすみす潰すことになるわけです。それぐらい大きなうそだっていうことです。教育長、何も言わんけど、教育長は知ってたんですか。あなた、教育行政の責任者ですよ。町長も答えない、副町長も答えない、ほんなら教育長、答えてください。

○議長

教育長。

○教育長

先ほどから部長から説明がありましたように、修繕の見積りにつきましては、本当に非常に概算過ぎるところがございます。また、資料整理にいたしましても、非常に不十分であったなということは今痛感しております。また、言葉の使い方、あるいは議会への説明不足、いろんなことがあったなというふうに、ただいま反省しているわけでございます。

しかし、ウォーターパークの補修につきましては、財政上の問題もございませけれども、利用者が当時の最高のピークでは3万人、令和元年度では1万9,000人と利用者が3分の2以下にまで落ち込んできたということ。そして、また過去5年間の収支を見ても、1,000万から二千五、六百万ということになるんですけども、平均しますと僅か1か月の間で1,600万円の赤字が出てきているということ。さらには、コロナ禍で令和2年、令和3年と中止をしておりますので、劣化は一挙に進んでいるのではないかなというふうに考えております。今後も、さらに改修の費用がかさむということが予想されます。このようなことから、安全安心を担保した上でウォーターパークの運営を続けていくということは、財政的に非常に困難である、このように考えた次第でございます。プールを楽しみにしていた子どもたちには本当に申し訳がないなと思っておりますけれども、苦渋の選択でありますけれども、廃止の方針を決定いたしまして、12月議会で可決を頂いたということでございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長

山口議員。

○ 7 番

そんなことを聞いてません。うそをついたんでしょと聞いてるんですよ。言い回しが間違ってたんじゃないんですよ。うそついてるんですよ。それと、財政の問題を言いましたけど、私は教育長以上に、財政の問題は分かってます。それと赤字、当然じゃないですか、公共施設ですよ。ほんで1万9,000人で減ったとおっしゃるけれども、僕が議員になったときは大体1万9,000人でした。なぜ3万人近くなったか、生駒市との協定によるものです。もともと1万9,000から2万前後っていうのが平群町のプールの利用実態。暑いときとその年によって変わってきますけども、それで減った。人口がこっだけ減ってるんですよ、人口は10%ぐらいしかまだ減ってませんが、子どもの数は二、三十%減ってるんですよ。ほんで、これから子どもを増やす、現役世代を増やしたいんでしょ。そっから考えたって1,900万ぐらいの赤字で、わざわざその人たちに喜ばれる施設を廃止する理由がどこにあるんですか。5億4,000万がうそだったならうそを認めて、取りあえず今は廃止条例が通ったままになってますけども、今の状態がどうなってるか、本体をほんまに入替えなあかんのか。客観的な調査ぐらいすべきでしょう。町長、どうですか。その決断ぐらいしてくださいよ。

副町長も、もちろん副町長として出てるから財団のことは言わないけども、そっちのほうの責任者としてもあるわけだから、ちゃんと調査ぐらいしなさいよ、どれだけかかるのか。この調査をするのに、高く見積もっても100万円まででできるらしいですから。100万円ぐらい金を出せるんでしょ、町として。それぐらい出して数億の財産をペアにするのか。あと10年以上継続して使用できるのか、そのことが平群町のまちづくりにとっても非常に私は大きな分かれ目だと思いますので、ここでこそ決断すべきでしょう。

町長が昨日、あと4年間町政を担う決意をされました。あなたは4年半やって、子どもをもっと減らしたいんですか。子どもを増やすためにやるって言ったんでしょ、昨日の答弁でも。だから、ちょっと町長、答弁してください。部長が何ぼ答弁したって、全然まともな答弁になってません。町長してください。してくれたら、ちゃんと終わりますから、もうこれ以上やるとひんしゅく買いますのでね、町長、ちゃんと答弁してくださいね。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

今、議員のほうからいろいろと御指摘も頂きました。我々がですね、説明させていただいた全員協議会の資料とか、12月議会の条例改正の資料をいろいろ

ろ複数出していただきましたけども、数字についてですね、入替えか補修かという部分もありますし、また交換もするということなところで、当然誤解というか、不安を与えるようなところもございましたので、数字の……。

傍聴席からの声あり

○教育部長

資料の数字については、改めて整理はさせていただきたいと思います。

○議長

傍聴人に申し上げます。審議の妨げになりますので、御静粛にお願いをいたします。

山口議員。

○7番

町長、またあんなことを言ってるよ。資料を、これを要するにこういう形でもう1回出し直しますって言ってるだけや。ほんで、うそをついたことは認めない。こんなでたらめやったんだから、やり直すべきでしょう、もう1回ちゃんと。せめて調査ぐらいちゃんとすべきでしょう。あなた、財産をどぶに捨てるんですね、それでオーケーですか。あなたが町長になったのは何のためですか、住民の幸せのためでしょう。そのために頑張るといふ決意をしたんでしょう。平群町はこれだけ財政がないとこで、なかなかやりたい町長なんていないと思いますよ。それをあえて、平群町の実態を一番よく知ってるからということで引き受けられたわけでしょう。そういう立場から言えば、条例上は廃止になってたってそのまままだあるわけですから、それをちゃんと調査して使えるもんかどうかっていうぐらいね、見積りを見直すのがまともな神経の持ち主じゃないんですか。私は西脇町長はそういう人物だと思ってますけど、だから答えてくださいって。やらないならやらないってはっきり言ってくださいよ。それなりの対応をしますから。

○議長

町長。

○町長

それでは、山口議員の質問に答えさせていただきます。

12月議会の条例の廃止のときにも答弁させていただきましたけども、ウォーターパークは平成5年7月にオープンして以来、27年間にわたって親しまれてきた施設であります。近年、老朽化がひどく、人口減少や少子化により入場者数も減少し、運営については赤字経営となっております。今後プールを安

全に維持していくためには、設備機械の修理、改修に多額の費用が要するということになっております。プールでの事故は命に関わる大きな問題であります。老朽化により利用者の安心安全を確保するためには、改修は必要不可欠であります。平群町の財政状況を考えれば、奈良県より重症警報も発令されております。現在の財政状況を鑑みれば、ウォーターパークをこのまま維持していくことは大変厳しい状況にあります。長年町民の皆様にご愛用された施設であり、閉鎖せざるを得ないことは非常に残念であります。御理解いただきますようよろしく願いいたします。

以上です。

傍聴席からの声あり

○議長

山口議員、ちょっとお待ちください。

傍聴人に申し上げます。先ほど来、何度も傍聴の規則をお守りいただくように申しておりますけれども、次に議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のために申し上げておきます。

山口議員、どうぞ。

○7番

議長の言うのは分かるんですけど、傍聴者も言いたくなるような答弁なんですよ。

○議長

議会規則はお守りください。

○7番

分かっております。

町長、もうあなたたちのつらい立場は、でもね、うそを言ったというのはもう間違いないです。どう考えたって、これは虚偽です。虚偽の説明で議案を通したんです。誰が聞いたってそうです。さっきから何や言い方が悪かったとか言ってるけど、そんなことないです。補修と交換って書いてあるんです。プール入替えやのに補修、ろ過器は既設をそのまま使うってなってんのに交換、これがうそでなくて何なんですか。経費の並べ方も素人が分からないようにしてるんです、意図的にしてるんです、どう見たって。そこまでしてプールを潰す、何のためですか。理解できない。金がない金がないなんて、ここ十数年ずっと言ってますよ。金がなかったって文化センターは建てたじゃないですか。赤字

の中でもいろんなことをやってきたじゃないですか。子どもの医療費無料化だって高校までやってるじゃないですか。なぜこれはできないんですか。優先順位が一番低いという、教育委員会も町長もそういう立場なんでしょうね。子どものプールはなくても別にどうでもええわけでしょうというふうにしかな、今の答弁からは取れませんでした。いずれにしたって、私はこれは町行政の非常な汚点だと思います。こんなことを平気でやる、許されないことだと思います。そのことは肝に銘じておいてくださいね。これで終わりませんよ。当然住民の皆さんは、こんなやり方で廃止されたということを知れば、一体何をやってるんだということになりますからね、そのことは強く申し上げておきます。これ以上言っただって同じ話になりますから、これ以上はやりませんけれども。

櫛原の問題にしても、このプールの問題にしても、この二つの問題で平群町行政は非常に生ぬるい、櫛原のメガソーラーのほうはまだましですけども、このプールの問題では本当に町長、そういう態度を取られるようであれば、住民はがっかりすると思います。残念でなりません。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

午前10時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時15分)

再 開 (午前10時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号4番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○4番

おはようございます。議席番号4番の井戸太郎でございます。多くの傍聴の方が来られて、私も若干緊張しております。では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、大きく4点について一般質問させていただきます。ぜひとも答弁よろしく願いいたします。

一つ目、奈良県の「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」で、平群町の飲食店の参加が少ない件について。

奈良県が実施した「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」、これはワクチン2回接種済みであれば応募可能でございます。郵送、LINE等で応募しております。当選すれば、1人3,000円の食事券がもらえるものであります。始まったのが2021年11月からですが、有効期限は応募して当選してから2022年1月31日まででありました。ほぼ応募した方は当選していると聞いております。LINEでの応募が早く簡単なことから、電子クーポンを選ぶ方が多いとも聞いております。ただ、クーポンの利用できる店舗が少なく、平群町内では、道の駅へぐり内の食事どころと、ほか1店舗で、電子クーポンに限っては道の駅では使用できず、平群町内でたった1店舗のみでございます。ディナーでいえばゼロ店舗でございます。私が平群町の方に行った聞き取り調査では、王寺町で飲食された方が多かったように思います。せっかく、奈良県で県内の飲食店を援助するため税金を投入しているのに、平群町はほとんど恩恵を受けられておりません。これは実にもったいない話だと思います。

そこでお聞きします。

一つ目、平群町内の飲食店の参加が少ない理由は、どのように考えておられるでしょうか。

二つ目、次のキャンペーンに備え、問題があるなら平群町がバックアップすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

大きく二つ目でございます。学校での現在のPCR検査方法に至った経緯について。

学校職員の負担が増える懸念、専門知識のない学校の職員が濃厚接触者をしっかり特定できないではないかという懸念があります。これは保健所の業務を全て学校の職員が肩代わりするという形になってございます。それに基づいての質問でございます。保護者や住民の方から多くの意見、批判を頂いております。

そこで質問させていただきます。

一つ目、学校職員がPCR検査の範囲を決定するに至った経緯は。PCR検査自身の範囲、そもそも保健所がすべきであったのに、なぜ学校職員になってしまったのか。ここでございます。

小さく二つ目、学校での濃厚接触者数、そして接触者数は、どの程度でしょうか。これも私が一般質問で前から取り上げてますように、濃厚接触者では足りない。接触者にすべきではないかと、昨年6月議会に提案させていただき、9月の時点ではそれが保健所の方針かどうかよく分かりませんが、広く事実上の接触者までちゃんと検査をしていただいております。そこは感謝しておりました。

3番目でございます。しかしながら、以前より検査範囲を狭くした理由。接触者ではなく、濃厚接触者しか検査しないのはなぜでしょうか。きつちりと学校からのメールでも、広くは検査しないとはっきり明言されております。そこで、やはり保護者の方々のなぜっていう声もお聞きしております。

4番目、十分な検査と言えるのかどうか。

5番目でございます。議会での全会一致による議決、昨年がありました県に対して予算を増やすという内容でございましたが、その意図とするものは、PCR検査の範囲を広げてほしいということでございます。この議決に対して反するというのは大げさではございますが、反対のことになっているということで、PCR検査が狭くなっています。これでいいのでしょうかということ。これはですね、教育委員会や学校が単独で背負う問題ではございません。町全体、県との調整が必要な案件でもございます。また、保護者には詳細な説明がなく、やはり不安や疑念を持っておられることがありますので、そこに留意をお願いしたいと思います。

大きく三つ目、新型コロナウイルス対策、平群町への五つの提言をしたいと思っております。

新型コロナウイルスの対策という意味では、平群町も一生懸命頑張っているのは存じ上げております。それで、さらにこうすべきではないかということをご提案したいと思います。この新型コロナウイルスのオミクロン株に対する対策を提案します。

小さく一つ、不要不急の外出啓発の徹底を。なかなか皆さん、もう慣れでございませうか。一般の方々もコロナ対策が少しずつおろそかになっていると申しますか、一つ私が聞いた事例を挙げますと、とある長寿会の話で言いますと、数十人規模でパーティーをやっておられると。マスクはつけておられるらしいんですけども、この時期にそういう人数でやっていいものかどうか。町自身も、やはり大きなイベントがございました。ほとんどは中止してるんですけども、もう少し徹底もすべきではないかと考えております。

二つ目、町内でのPCR検査を受けられるように対策を。なかなか町内で受けられるところはございません。ぜひともよろしく願いいたします。

3番目、防災無線が聞こえるように、単語での放送を。平群町の地形から、山びこのように言葉と言葉が重なり、文章だと聞こえないということがよく起こっております。この前ですね、全員協議会的时候も、議場でここで聞こえなかったという、ちょっと悲しいこともございました。その辺よろしく願いいたします。

4番目、協議会などのオンライン会議への移行を。さきの議会において、私

は一般質問で協議会や市議会の在り方も取り上げてございます。その続きではございますが、実験も兼ねてあります。そもそも開催しない。中止も多く含まれておりますので、そこは対応していただけてると思えますけれども、この機にオンライン会議というものを実験的に取り入れるべきではないかと思えます。

5番目、平群町独自で非常事態宣言、もしくはコロナ警報等の発出を。この非常事態宣言は、また前の議会におきまして一般質問させていただきました。いまだにそれはなかなか実現されておられません。しかしながら、今この状況でございます。2度目ではございますが、この辺もきっちり考えていくべきではないかと思えます。よろしく願いいたします。

大きく四つ目でございます。PTA役員会などの間、学童保育一時利用等の配慮を。

PTAを取り巻く環境は大きく変化しています。国の方針も変化し、共働きの増加、また時代背景から、シングルマザー・シングルファザーの増加があります。これにより子育て世代は時間に追われている、時間がない傾向にあります。PTA役員を決定する際、くじ引やじゃんけんになることが増えてございます。ポイント制、何をしたら1点、役員になれば1点、本部役員さんというか、それぞれの学校によって違いますけれども、ポイント制も取り入れられており、半ば強制とも言える事態になっております。そこで本部役員会や全体の役員会が開催されると、子どもをどうするかという問題が浮上してまいります。こども園ではもう既にPTAではなく育友会ですけども、育友会の際の役員会などでは、先生方に預かっていただいてですね、その預かり専用の先生が配置されてございます。しかしながら、小学校ですね、今回、低学年の子どももいます。1人で長時間放置することはよくないと私は思っております。かといって、コロナ禍において会議室に連れてくることも、密を助長するのではないかと考えております。

そこで、役員等の子どもが学童保育を一時的に利用できるよう認めるのはどうでしょうか。本来、町や学校が購入整備しなくてはいけないものをPTAが購入している側面がございます。協働のまちづくりという観点からも、ぜひとも配慮をお願いしたいと思えます。

以上、4点でございます。ぜひとも答弁、あと聞き取りもございますので、ゆっくり答弁していただくようによろしく願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、奈良県の「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」について平群町の飲食店の参加が少ないという御指摘の御質問ですが、町内の飲食店の参加が少ない理由はということですが、理由についてちゃんと把握してはおりませんが、少し御説明しますと、奈良県は長引くコロナからの飲食業の回復、活性化を図るためには、ワクチン接種の推進が重要との見解の下、県民の積極的なワクチン接種へとつなげるとともに、安心して飲食できる店舗を支援するため、「ワクチン接種で安心飲食キャンペーン」の実施を10月26日に発表し、実施いたしました。具体的な内容としましては、ワクチン接種を2回接種した県民を対象に、奈良県内で利用できる3,000分の飲食クーポンが、合計20万人に抽選で当たるというものです。応募方法は、LINEまたは郵送で、11月1日から15日の第1期応募、16日から30日までの第2期応募、この2回の応募期間が設けられ、12月1日から1月31日まで、当キャンペーンの参加店舗について利用可能でした。クーポンが利用可能なキャンペーン参加店舗の条件が奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証を取得した飲食店等であることから、本町の飲食店・喫茶店で認証を取得している店舗は5店舗のみですので、その中から2店舗が参加の意思を示されたという経緯から、結果的に町内からは参加が少なかったということですが、また、参加店舗への勧誘依頼は、県からの委託業者が一手に認証制度を取得した店舗全てに対し随時ダイレクトメールで連絡し、1回断られたとしても、その後、複数回依頼の連絡を取っていることから、店の側がこのキャンペーンを知らなかったというようなことは決してありません。店側の判断、事情によりキャンペーンへの参加の可否に対しては、店舗側の意思であったものと考えております。

続きまして、2点目の次のキャンペーンに備え、問題点があるなら、平群町がバックアップすべきではということですが、次に同様のキャンペーンが実施された場合、町内の飲食店などの参加店舗数を増やすには、まず1点目の回答で述べました奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証の取得を町内の飲食店等に行っていただく必要があります。この認証制度につきましては、取得申請終了の期限は現在のところ設けられていませんので、町としては、再度この制度の周知と併せて、町ホームページ等でも町内の参加店舗の掲載をしていきたいと考えています。また、令和3年12月定例議会で承認いただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの事業者支援分ですが、この追加交付分を活用して、店舗内のコロナ感染対策が完了した信貴山観光iセンターにおきましても、申請及び取得を働きかけたいと考えております。認証につきましては、本キャンペーン参加への有無というためではなく、継続して営業していく中で飲食店等が自身の店舗のコロナ感染症対策のアピー

ルや安心安全の取組にもつながる問題でもあります。今後、県からの付随する補助制度等も認証取得が前提になると十分に考えられることから、繰り返しにはなりますが、町としましては、まず認証取得の情報提供及び周知という形でバックアップしていければと考えております。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

ありがとうございます。認証取得はすごく大変な、よっぽど大変なのかなというのがあるって、町としてもそこについて協力していただくということで答弁ありがとうございます。本当にね、使う側から考えたら、これ、丸々なんですよ、割引券っていうより飲食店の金券ですので、物すごくもったいないなという気がありました。私もこれはずっと気になっておりました、そもそもこのキャンペーンを知らない。住民の方も知らなかったっていう部分がございます、私自身が知ったのも遅くてですね、それをLINE等で住民の方の知り合いとかに、こういうキャンペーンがあるよって言ったら、結構ありがたいって言葉が返ってきてですね、広告効果っていう意味では低かったのかなって感じております。1次募集、2次募集とも、第1次募集はよっぽど少なかったみたいで、第2次募集にちょっと増えたのかなということ、とにかく使えるということが大きいんですよ。

今、部長に答弁していただいたように、認証取得っていう、たった5店舗しかないというのはすごい悲しいんですけども、これは平群町だけじゃなくて、なぜ王寺に行くかといいますと、斑鳩、三郷も少なかったと。ほとんど奈良市、大和郡山市、生駒市に集中しております、ちょっとその辺は残念だったなという思いがございます。ぜひとも電子クーポンのほうを使えるように持っていていただきたいなと。これ、難しい問題かもしれません。ですが、その辺もよろしく願いいたします。ぜひとも部長の答弁どおりのように、よろしく願いいたします。もう答弁は結構でございます。次をお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、井戸議員御質問の2項目め、学校での現在のPCR検査方法に至った経緯についてお答えします。

1点目の学校職員がPCR検査の範囲を決定するに至った経緯はですが、1月中旬より、全国的な感染拡大を受けて、保健所、医療提供体制の逼迫等への

対応として、国の基本的な対処方針等が大幅に変更されたことに伴うものであります。奈良県の対応として、国の方針等に基づき、令和4年1月26日付で、県保健体育課及び県疾病対策課より通知があり、保健所の業務が逼迫している当面の間、中和・郡山保健所管内の市町村立学校園においては、陽性者が判明した場合は、県の通知等の取扱い、基準等に基づき、学校園において濃厚接触者の特定を行うことになりました。

2点目の学校での濃厚接触者数、接触者数ですが、1月末から現時点、これは3月14日月曜日までですが、PCR検査の対象となった件数は合計で11件でございます。この11件の調査に関しまして、濃厚接触者数は合計で174人、小学校1人、中学校1人、こども園163人、学童保育所9人となっております。次に、接触者数ですが、国、県等の通知や基準では、濃厚接触者の定義、考え方は示されていますが、接触者という定義範囲等は示されておられませんので、その接触者数は把握しておりません。

3点目の以前より検査範囲を狭くした理由は、また接触者ではなく、濃厚接触者しか検査しないのはなぜかについてですが、県の通知により保健所業務が逼迫しており、検査対象は濃厚接触者のみとし、保健所による拡大検査、これは念のためのPCR検査ですが、基本的に行わないとされたことによるものであります。

4点目の十分な検査と言えるのかについてですが、国や県が感染症法等の基準や取扱いに基づき、保健所等の専門の防疫部門が疫学的な知見から行う検査であり、十分であるか否かの判断については、お答えする立場にございません。

5点目の議会での全会一致による議決に反するものであるが、それでよいのかについてですが、まずこの議決とは、令和2年9月議会定例会で議決の発議第7号、PCR検査の拡充に財政支援を求める意見書のことかと思えます。この意見書では、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、ますます検査体制などの拡充が期待されるが、地方自治体等で検査を実施する場合、設置運営費用や医療スタッフの確保などの財政支援が必要になることから、国に対してPCR検査の拡充や財政支援を求めるとの内容であり、本町でも国、県の方針に基づき対応しており、それでよいのかの判断についてもお答えする立場ではございません。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

私がなぜこの一般質問を取り上げたかといいますとですね、そもそも町に対

してっていうよりも、県に対してっていうのがすごく強いんですよ。住民さんもそうなんですが、ネットで炎上してるのも分かります。奈良県は何してるのっていうのは、本当に常々言われております。発信力が弱いっていう部分もあると思います。一定のことはやってると思うんですけども、今問題になります核でも非核3原則がありますように、このPCR検査も、非PCR検査3原則みたいのがありますね。しない、させない、相談させないっていうですね、悲しいような、このPCR検査に対する3原則が今なされております。感染が野放し状態なんですよ。今回、教育委員会の管轄でたまたま話をさせていただきましたけども、誰が考えても、学級閉鎖や学校閉鎖を行ってるにもかかわらず、今、小中学校で濃厚接触者はたった1人ずつですよ、合計2人。これもこども園がなぜ百六十数名いて、学校が2人しかいてないのか。これも大体存じ上げております。そもそもの保健所の意向というか、考え方そのものでございまして、こども園は濃厚接触者を広めにとるというルールがございまして、小学校はきっちり15分以上とかですね、ほんでマスクつけたらそもそも濃厚接触に当たらないとか、オミクロン株の出る前の話がずっと続いているんですよ。だから、ちょっとこれはですね、この基準自身が私的には問題だと思います。ただ、保護者の方はそこまでの基準を御存じないので、なぜなのっていう不安ですね。学校からのメールであったり、教育委員会から出されるものに関しても、あくまでも誰が責任の所在か分からないんですよ。あの書き方ですと、平群町が判断したのっていうような疑い、今回はっきり示されたのが、国の方針に基づいて県からの通知、要請を受けてしたということですよ。ということは、平群町に決定権限がないわけです。そこをやっぱりきっちり明記しておかないと、同じ船に乗って同じように沈んでしまいます、平群町も。その辺はね、きっちり教育委員会としても平群町はやってるんだよということで、そこはある程度責任の所在を明確にすべきだと思うので、その辺は平群町のためにもすべきだと考えます。

そこで、この辺を御存じなのかっていう部分があるんですけど、問題はここからなんです。感染自身の野放し状態なんです。例えば、学級閉鎖とか学校閉鎖が起こった場合、子どもが休みます。じゃあ、どうしたらいいでしょうってなるんですよ。例えば無症状の場合、ちょっと娘が心配だ、息子が心配だとなったときに、無症状の場合は、結局受けられないんです、無症状のところ。私もびっくりしたんですけども、断られます。なぜか、学校が学級閉鎖や学校閉鎖をしてると、なぜか受けられないんです、断られます。例えば、斑鳩の薬局に聞きましても断られます。そういう方は御遠慮ください。ということは、もうそこは空いてるんですよ。病院に行っても無症状ですし、医者も言

いません。症状がある場合、せきやくしゃみをしてても、なぜか病院に行ってもPCR検査を勧めない。これはさっぱり分からないです。ということは、これはあくまでも学校の範囲じゃないんですけども、でも学校からの通知は、例えばですけども、学級内で陽性者が出た場合、体調不良になった場合は各自で医療機関を受診し、医師の指示に従うとか保健所に対応を求めるって書いてあるんですよ。確かに、学校としてはこれ以上のことを書けないのかなとも思うんですけども、でも実際問題、保健所は電話がつながりません。休日になりますと、休日保健所も電話がつながりににくくなってまして、そもそも休日診療所ではPCR検査をしないと明言してますから、もうPCR検査する場所がないんですね。こういう状況があるんです。ですから、今回学校でとあくまでも言うてますけども、最後に私も付け加えてますように、学校だけの問題ではないというか、もう全体に及んでおります。

これは大きな三つ目になるんですけども、そういう意味ではですね、ちょっと教育委員会への質問というのは難しいんですけども、ぜひともね、私としては、ちょっとまとめましてお願いなんですけども、これはちょっと答弁お願いします。やはりもう1回ですね、国、県に相談してですね、もうちょっとやっぱりPCR検査の範囲を広げるべきではないかと。実際受けられるところはないですよ。無症状の場合でも、断られた場合は橿原市まで行かないと。片道、車で1時間弱じゃないと行けないよという現状を踏まえてですね、もう一度お願いというか、相談といいますか、その辺はしていただきたいと思います。その辺ですね、県に要望をきっちりしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

長
教育部長。

○教育部長

ただいまの質問でございます。PCR検査を受ける場所がないということの御質問やったかと思えます。確かに保健所の業務が逼迫する中で、無症状であっても、念のためにPCR検査を受けたいと思っても、なかなか受けられないという実情があるかと思えます。県のほうでも、PCR検査を無償でできる制度というのもつくってございまして、平群町の近隣でも複数の薬局とかそういうところでもPCR検査ができるというふうな場所もございまして。そこに電話してもなかなか予約制であるとか、つながらないというようなこともございまして。このPCR検査の検査体制の基準については、やはり基本的には国、県の通知に基づきまして、それを判断のよりどころといたしまして、町のほうでも対応しているところでございます。

国、県に対して、さらにPCR検査を受けられるように要望すべきではないかというようなことをございますけども、我々としてもそのように思っているところもありますけども、やはりまず管轄の保健所、県の保健体育課、こども園では奈良っこはぐくみ課といたしますけども、そちらのほうにPCRの検査については日頃からよくよく御相談もさせていただいております、検査体制をできるだけ円滑にといたしますか、全ての方が受けられるようにというようなことは伝えていきたい。結果的にはですね、国、県の通知に基づいてやることにはなるんですけども、県のほうについてはそういう要望についてはお伝えしたいと思います。

○議長

井戸議員。

○4番

ありがとうございます。私としては、とにかく今は子どもが守られてない状況が本当に多いんです。感染自身の野放し状態といたしまして、実際残念なことに後遺障害ですね。オミクロン株については特に変異もしてますけども、後遺障害についての研究がちょっとずつでも出てまいりました。やはりこの後遺障害っていうのも踏まえまして、子どもの将来につながる、命につながることでございますので、ぜひともここは真剣に取り組んでいただきたいなど。あと、先ほども言いましたけども、平群町としては県の通知、県の意向である、国、県のということも踏まえて、平群町自身の信頼も、学校の信頼も回復していただきたいなと思います。この辺はよろしく願いいたします。この件は結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

井戸議員の大きな3点目、新型コロナウイルスオミクロン株への対策を提案についてですね、私のほうから1点目、3点目、4点目、5点目について御答弁させていただきます。

まず、1点目の御質問にお答えさせていただきます。オミクロン株拡大感染への対策として、防災行政無線を通じて住民の皆さんの不要不急の外出自粛と、手洗い、うがいの励行について協力を求めています。今後も引き続き、住民の皆さんへの周知啓発の徹底を行ってまいりたいと思います。

続きまして、3点目の御質問にお答えさせていただきます。防災行政無線の放送につきましては、聞こえづらいとの指摘を受ける中で、住民の皆さんにできるだけ簡潔で分かりやすい、明確に意図が通じるよう試行錯誤を重ね放送し

ておるところでございます。議員御提案の単語における防災行政無線での放送につきまして、単語として言葉自体は聞き取りやすくなると思われま。あわせて、放送の意図が住民の皆さんに明確に伝わるよう工夫も必要かと思われま。ので、今後も試行錯誤してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の御質問にお答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大に収束感が見えない中、各種協議会の開催が困難となり、書面決議とする協議会等が増えておるところでございます。そこで、これらの協議会の開催について、オンライン会議への移行も検討課題とし、先般開催されました、まちづくり会議、これは第6次総合計画策定に至るまでの会議ということなんですけれども、まちづくり会議よりその取組を始めたところでございます。オンライン会議開催には様々な準備が必要となり、各委員の皆さんにもその環境づくりに御協力いただく必要があり、その過程は簡易ではございませんが、実施できる協議会等については、今後取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の御質問にお答えさせていただきます。以前にも御質問を頂きました、同じ回答の繰り返しになりますが、現在において、町独自で非常事態宣言、またはコロナ警報等の発出をしてまで平群町民だけに暮らしの制約をかける必要性はないものとの考えに変わりはないというところでございます。より一層感染拡大防止、感染症予防への周知啓発について、その必要性を強く感じているところでございます。住民全体が常に危機感を強く感じていただき、十分な感染症予防対策に御協力賜りますよう、引き続き周知啓発の徹底に尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の御質問でございます新型コロナウイルス対策の平群町への五つの提言のところ、2点目の町内でPCR検査が受けられるような対策をとということで、私のほうから御答弁申し上げます。

平群町といたしまして、PCR検査を実施する機関といたしましては、生駒郡4町で設置をしております地域外来センターがございます。ここは感染状況を踏まえて、開設と休止を順次行っております、直近では令和3年5月から11月の開設期間におきまして、平群町では21件の検査実績がございました。現在、奈良県におきましては、令和3年12月29日より、当面の間といたしまして感染リスクが高い環境にあるなど、感染不安を感じる奈良県民を対象に、

奈良県新型コロナウイルス検査促進事業として、PCR検査と抗原定性検査を無料で実施しております。検査の場所につきましては病院や薬局で、2月25日現在では78件の登録があると聞いております。平群町の近隣では、生駒市に8件、斑鳩町に2件が登録をされておるところでございます。住民の方からの問合せについては、こちらのほうを紹介しております、これまで検査がしてもらえないなどの苦情は聞いておらず、現状に応じた対応ができておると認識をしております。このようなことから、平群町での検査場所の設置につきましては、現時点では考えていないというところでございます。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

全体的にはすごい前向きな答弁を頂きまして、個別にいきますと、この1年、本当にこれはモラルの問題もあるんですけども、外出、啓発、さらに徹底していただくということで、その辺は脇を締めて取り組んでいただきたいと思います。

2番目ですが、声を聞いてない。よく役場の方ならではのですね、そういう声を住民から聞いてないってあるんですけども、役場に言いにくいんですよ。ですから、議員とか知り合いとかを通じていろんな声を聞かれるわけです。私は聞いております。だから、その辺はですね、斑鳩、生駒っていうても、また不便なところであったり、やっぱり車じゃないと行けないとかいろいろございます。もちろん危機感はたくさん、リスクマネジメントを多く持っておられる方、少ない方がいろいろおられますけども、少なくともここは町内で頑張っていたきたいと思います。これはもうお願いしかないんですけども、斑鳩、生駒しかないっていうのは本当に悲しいですよ。実際、斑鳩で断られることもあるので、本当に斑鳩で断られたらどこですんのって、生駒。生駒っていうても南生駒じゃないですよ。車で最低二、三十分かかるようなところしか行けないっていう部分がございます。ですから、ぜひともこの辺をもう一度きっちり考えていただきたいと思います。答弁は結構ですけども、お願いしておきます。

三つ目の防災無線ですけども、これも本当に目的は何かに絞ったほうがいいと思うんです。残念ながら、今頑張っておられると言うてますけども、聞こえないです。やっぱり文章にしているから「よろしく申し上げます」っていう「ます」っていう言葉が上の言葉に引っかかったりして聞こえづらい。目的は何かといいますと、結局、外出を防ぎ、コロナ対策をしっかりしていただくという

ことが大事なんですよね。もちろん何度もやってることによって効果は出てると思いますけども、特に今は手話言語条例もありましたように、年配の方でもそうです。耳が遠い方もおられます。ここで僕が聞こえないということは、耳が遠くなって、障害まで行かなくても遠くなってる方は本当に聞こえてないんですね。こういう放送をやってるのを知ってますかと聞いたら、知らない方も結構おられるんです。こんなにやってるのに。中身も聞こえていないんです。ですから、例えばコロナで危険とかね、外出控えてとかそういう単語だけでも十分伝わるんですよね。たまにはそういうのも入れてですね、これは一つの提案ですけれども、「コロナ危険、外出控えて」これだけでも短く、きゅってなるわけですね。こだましますんで、その言い方によってまた変わってきますし、特に男の人の声はほとんど聞こえないですね。やっぱり女の人の高い音域のほうが聞こえやすいかなと思います。その辺は、また検討していただいて、こういう提案もあったということでもよろしくお願ひいたします。

4番目の協議会のオンラインも始められたということで、そういう意味では一歩ずつでも進んでいるのかなと思います。

5番目のこれはですね、なぜかたくなに非常事態宣言、コロナ警報をしないのか、ちょっと不思議なんですけども、別に住民さんに制約を求めるような内容を、僕が一般質問で取り上げましたけど、言ってるのではないんです。あくまでも啓発の徹底という意味の一つの手段ですね。それによって非常事態宣言やコロナ警報という強い言葉で啓発すべきではないかということでございます。それは前回の一般質問でも、何も国や県の言ってる補償を求めたりとかそういうものを言っているものでございませぬし、そういう意味でもよろしくお願ひいたします。ここもですね、ぜひとも考えていただきたいなと思います。これについては5番目についてだけ、もう一度答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

5点目の非常事態宣言についてということなんでございますが、井戸議員おっしゃってるのが住民に制約を求めるものではないということで、これは啓発だということをおっしゃられております。その辺につきましてですね、先ほど1点目でもですね、今、防災行政無線等で不要不急の外出自粛とかいろいろ周知啓発を行っております。ホームページ等々でも行っておりますので、それ相応の効果というのは発揮されてるだろうというふうには考えておりますので、そういう活字が出たらまた違うだろうということを議員はおっしゃってるのかなと思うんですけども、今の啓発でも十分かなというのも考えてるところでござ

ざいます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

ちょっとこれって答えというか、達成度とかもないので、十分か十分じゃないかって本当に難しいところなんです。もちろん町が頑張っておられるのも重々承知しております。でも、さらについていう意味で、ちょっと住民さん、先ほども言ったようにですね、なかなかパーティーだったり、集まりなどが続いてございます。ぜひともですね、もうちょっと大きな目で見てですね、こういうことも、コロナ警報と表現を変えました。だから、非常事態宣言だけでなく、コロナ警報とかね、そういうのを踏まえてですね、またもうちょっと検討していただきたいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。この件は結構でございます。次をお願いします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

続いて、井戸議員御質問の4項目め、PTA役員会などの間、学童保育一時利用等の配慮をについてお答えします。

まず、本町の学童保育に関しましては、国の制度等に基づき、年間を通じて、就労等の事由により保育に欠ける小学校児童を対象に、放課後等において保育サービスを提供する事業であります。運営に当たっては、国の基準等により、1人当たりの面積基準や職員配置等の運営体制が定められていますので、御質問のような事情については、保育に欠ける特別な事情には該当せず、また受入れ方法、保育料などの保護者負担、職員配置、保育場所等の運営体制が一時的なものに対応した形になっておりませんので、実施は困難であります。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

今実施は困難ってということなんですけど、それは制度的に、ちょっとここでお聞きしたい。確認ですね。教育委員会としては、この私の要望に対して一定理解していただいているのか。それとも、そもそもやる気がないのか。やる気がないのかって、理解はしてるけども、制度上これはやっぱり無理なんではないかということなのか、このどっちかっていうことをちょっと確認します。

○議 長

教育部長。

○教育部長

お答えしたいと思います。制度的なことは、今、御答弁申し上げたとおりでございます。それで議員が御質問いただきましたP T Aの役員会などに子どもを預かる、そういうニーズがあるのかということところが大事なところかなと思うんですけども、我々としましてはまず毎年度P T Aとか学校P T Aの要望を頂きまして懇談会も行っておりますけども、そのような場です、御質問いただいたような要望がないのがまず1点目でございます。それと各小中学校のほうへです、そういった要望があるのかというふうなことでもお聞きはさせていただいたんですけども、学校のほうが把握してる範囲ではそのような要望はないというようなことを聞いております。ということで、制度的なものもそうなんですけども、我々が調べる限り、学校のほうに対しても、そのような要望は届いていないということがございます。

○議長

井戸議員。

○4番

要望が届いてないっていうのはちょっと悲しい、前提条件が崩れる内容なんですけども、単純に考えていただいたら分かると思うんですけど、P T Aからの要望として普通は出ないですよ。なぜかといいますと、私ごとのことですから、もっと全体的なこととか学校としての要望を普通上げます、P T Aという立場からすればね。だから、言うならば自分らの役員のことっていうのは、普通は思っても上げにくい。私自身は聞いておりますから、困ってるしどうしようかっていうのを聞いております。学校の先生も管轄外なんでしょうけど、聞いてないと言われてたら、今後、人間関係の問題もあるし、言いにくいのか、かなり学校の先生もP T Aに気を遣ってますし、P T Aも学校の先生に気を遣ってるというね、ちょっと距離があるのかなという気がします。学年、年度によって小さい子がいてない本部もあるでしょうし、学校によっても異なるでしょうし、3校しかありませんしね。そんなを調べて、教育委員会としては、そういう情報が入ってないということですけども、私は聞いております。制度的に難しいというのもある程度理解はできるんです。ただですね、じゃあ、どうしたらいいのっていう部分があるんです。これも結局コロナ対策につながってくるんですけども、密を認めるのかどうかってなってますし、その辺、私は一つの提案をいたしました。なぜかといいますと、例えば土曜日、日曜日にはよくあるんですけども、大きな役員会とかです。土曜日ですと、こども園だったら預かってもらえるということで、基本土曜日になってます。人数も少な

いと思います。それで、さらに学童は土曜日開いてるし、土曜日の利用者数が全体的に下がるので、その部分に入り込めるのではないかと。平日は大変やと思いますけど、そういうふうに考えたわけです。でも、例えばですけど、土曜日に限定してであれば可能か、結局、私も聞いて初めて知ったんですけども、こども園って大体午前中で終わって、先生が待機してるのが3時間程度なんですけども、学校は夕方まであるみたいで、丸1日っていうことなんですよね。そこも踏まえてですね、どうすべきかと私自身も悩んでこういうアイデアも出していたわけなんですけども、例えば土曜日だけっていうのも不可能なんじゃないか、制度的に。

○議長

教育部長。

○教育部長

一時保育のニーズについて、土曜日だけでもというようなことでございます。学童保育といいますのは、先ほども御答弁申し上げましたとおり、やはりあくまでも就労等の事由により保育に欠ける児童を対象に保育すると、そういうものがございますので、やはり考え方としては一時的な利用をするという、そういうものではございませんし、また役員会のこともおっしゃっていただきましたけども、うちがですね、いろいろ聞き取りもさせていただきましたけども、役員会の開催は年に複数回、土日開催で、時間も二、三時間程度されてると。最近ではコロナ禍でもございますので、オンライン会議、引継ぎも書面でやられてると、そういうような学校もあると聞いております。開催日につきましても、役員会等でいろいろと協議はされているかと思うんですけども、子育てとか育児、家庭の都合にも配慮して、可能な限り無駄のない形で日程調整されてると聞いてます。どうしても役員会等で子どもさんを同伴する場合もあるんですけども、そのような場合はですね、子どもたちはグラウンドで遊んでもらうと、そのような対応もしているということでございました。先ほども申しましたけども、各学校へ一時預かりの要望等について調査もしましたけども、やはり学校のほうには、特にですね、どうしても預かってほしいとか学童で預かってほしいとか、そういうようなニーズはないということで再答弁させていただきます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっとここで健康保険課にお聞きしたいんですけども、学校に入っていないということなんですけど、困ってる方がおられるんです。学童保育がどうっていう

んじゃないくて困ってるっていう事実は実際あります。それも複数件ございます。そういう話を聞いてる限りで言いますと、実際どうなんですか、やっぱり1年生、2年生、低学年辺りを家なり、運動場は僕も初めて聞いたんですけども。それをほっておくっていうのは、それはいいのか、僕的には駄目なんじゃないかなと思うんですけども、1人でずっと遊ばせておくとかそういうのはいかがなんでしょうか。子どもを一つの、ちょっとね、僕も説明しづらいんですけども、今これができないということで、できない理由は分かったんですけども、私としては、じゃあ、どうしたらいいのっていうことになってしまうんです。健康保険課というか、子育ての観点からは1人でいるのはどうなのという確認とですね、ちょっと答弁は教育委員会に戻るか分かんませんが、もう一つは、じゃあ、代わりに何かいい方法はないかと。例えばですね、役員会に全員声を聞くのは無理なんですよね。数十人集まりますよね、30人ぐらいは集まるかな。平群小、平群北小ぐらいであれば、もうちょっと集まりますか。地区委員やら何やら結構集まりますよね。多分そこまで声も届いてないと思うんですけども、本部を含めて、新旧本部やいろいろ入れてくると、もうその人数になってきますんで、その子どもさんになってくると、やはり低学年の子もいたり、いろいろしてくると思います。だから、どうしたらいいのかっていうのが、私もそこは学童が無理であれば何かいい方法がないのかなと思うんですけど、何かあれば、せつかくですからお答え願えたら助かります。この2点ですね。ちょっと課をまたぎますが、よろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

再質問にお答えをさせていただきます。学童にPTAの役員会等での一時利用ということでございます。子どもの子育てっていう観点からっていうところでございますが、あまり行政としての知見があるような御説明ができないのは大変恐縮なんですけども、子どもさんは1人でそこで遊ばしておくのかということになるというふうな、先ほどうちのほうの教育部長からの答弁がございましたが、それはそれぞれ親御さんがどういうふうなお考えで子育てされてるのかということも、当然そこに戻るところもございますし、それぞれの家庭の御事情というのもあるので、一概にその役員会のときだけ子どもさんの対応を考えるとということも、少し生活の中での子育て全体を考えたときに、どう取り扱っていくものなのかなというのは正直思っておるところでございます。ただ、いろんな施策、対応という部分では、子どもさんたちの一時預かりというんですかね、そういう町のボランティア団体さんでもやられてるっていうのをお聞きし

たことがございますので、そういったものを利用させていただくとか、そういう対応というのは、一つのやり方としてあるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長

教育部長。

○教育部長

学童保育に何か代わる方法はないのかということでございます。それと、先ほど申し上げればよかったですけども、各PTAの皆様方にはですね、子どもたちの安全安心確保という観点から、日頃から見守り活動とか学習支援していただいていることは、教育委員会としても常々感謝しているところでございます。代わりの方法ですね、どのようなものがあるかということなんですけども、学童はやはり子どもたちの安全を確保するという意味から、制度的には利用できないということでございますので、そこについては、やはりPTAの方も含めて、地域の皆様同士でよくよく御相談いただいて協力しながら、何か方法というか、子どもたちの保育をしていただきたい。そういうことですけども、教育委員会として、何か側面からでも支援できることがあればですね、また御相談いただければ、その都度対応はさせていただきます。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

前向きといいますか、答弁ありがとうございます。私としてもね、本当にこの状況になって、私自身も知らなかったんですけども、そういうニーズが少しずつでも出てきたなということで、確かに私自身もね、今回この件で学ばせていただきました。やはりくじで決めるっていうことがですね、今までは余裕のある方、自治会もそうですよね、自治会によってはくじで決まります。今までは余裕のある方がやっておられたのが、時間的に余裕がない、共働きで大変っていう方に、くじで当たってしまうっていうのがですね、現実には近づいてまいりました。そういう新たな一つの課題として取り組んでいくべきでないかと。私的には子どもをずっと家に、今回こういうのもコロナの背景があるんですよ。例えば、本部役員会とか役員会でも子どもを連れてきてよかったものの、最近コロナで密になるからやっぱりちょっと連れてくるのはっていうのがまた入ってきて、すごくややこしいところにはなってるんです。ですから、また柔軟にその辺は対応していただいてですね、例えばコロナの密を防ぐのであれば、

学校によって空気清浄機がどの程度あるか分からないですけども、そういう場合に一時的に貸し出すとか、分からないですよ。これも十分あればいいんですけども、なければ私もそこまでの調査はちょっとできてませんので、例えばそういうこととか、私もこれから考えていきますので、ぜひとも前向きにですね、そういうふうなニーズもあるということ踏まえながら、ちょっと対応していただきたいなと思います。ぜひともこの辺は要望ですので、答弁は結構です。よろしくお願いたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

午前11時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時29分)

再 開 (午前11時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号9番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○9番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

野菊の里斎場の運営に伴う町住民優先利用について、町有施設利用料金の減免制度と対象について、大きく2点についてお伺いいたします。

まず、野菊の里斎場の運営に伴う町住民優先利用についてお伺いいたします。

平群町にとって、長い年月の懸案事項であった斎場建設の願いがかない、平成17年7月の利用開始以来、葬祭棟の設置についても施設を利用された住民の方々からは、無事、告別式を執り行うことができ助かった等の声をよくお聞きしました。また、休場日は、開場当初、年末年始は12月31日から3日間の休場でしたが、平成20年12月より、1月1日、2日の2日間の休場日への変更、その後、現在、休場日は1月1日の1日だけとなっています。平群町以外の近隣自治体の斎場施設の年末年始の休場状況を確認したところ、三郷町の竜の子霊園、王寺町・河合町・上牧町からなる静香苑、守口市・門真市・

大東市・四條畷市からなる飯盛斎場は平群町同様1月1日だけの休場ですが、奈良市・大和郡山市・生駒市の斎場は1月1日から3日までの3日間は休場となっているようで、その3市の御遺族は、1月2日と3日の2日間は、当町の施設を御利用された方もおられるのかもしれませんが。一方、本年は町民の方で1月2日にお亡くなりになった方の告別式が1月6日、野菊の里斎場にて行われ、同日火葬、1月3日にお亡くなりになった方の告別式が1月7日、野菊の里斎場にて行われ、同日火葬という状況があったようです。御遺族の葬祭棟利用の意向や考え、事情によりそのような日程になったのかは定かではありませんが、事実上1月4日、1月5日の火葬炉は町外の火葬も入っており、全て使用されていたようです。

そこでまず2点お聞きします。

直近5年間の年末年始の町内及び町外住民の葬祭棟・火葬棟の利用状況はどのようなになっているのでしょうか。

②火葬について、生駒市とは相互協定により町内料金と同様であり、1日2体以内での火葬受入れとする協定になっていますが、年末年始の受入れについては、平群町及び生駒市以外は町住民を優先するためにも、町外の火葬受入れは遠慮願う必要があるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。また、斎場の使用申込みの件ですが、最近ある住民の方がお亡くなりになり、いろいろなお付き合いや御家族の事情により、たまたま野菊の里斎場を最近利用されていなかったという町外の葬儀社にお願いされたところ、申込みはインターネット申込みだけで、登記簿謄本を提出する事前登録が必要であり、受付できないという対応であったため、町民である御遺族が斎場に電話され、直接申し込まれたようですが、同様に電話予約は受け付けられないという不可解な対応状況であったようです。その後、たまたま業者の登録手続きが間に合い、空きがあったため、無事葬儀を執り行うことができたようですが、一番大切な部分である誰のための、何のための施設であるかということが欠落しているように思います。

そこで、あと2点お伺いいたします。③インターネット申込みにされたおおよその理由は想像できますが、インターネットによる申込みだけになったのはいつからであり、なぜそのようにされたのでしょうか。

④平群町民であり、喪主である御遺族の方が斎場を利用するに当たり、直接電話にて利用申込みができないのはおかしいと思います。考え直す必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

大きな2点目は、町有施設利用料金の減免制度と対象についてお伺いします。平成21年9月議会で、私は高齢者のスポーツ施設利用料について質問し、

65歳以上のスポーツ施設利用料について、以前の全額減免優遇は、健康保持、病気防止、老化防止の目的のため構築された施策でしたが、財政状況が厳しいという理由により、平成20年4月より全額減免から2分の1減免と、半額の負担を求める状況となって1年が経過し、様々な弊害、不公平が伴っているため是正、見直しをすることを求めました。その現状として、長寿会文化クラブの活動では、町有施設のかしのき荘を無料で使えるが、長寿会スポーツクラブは、ゲートボール場と町有体育施設の利用料が発生し、会員の負担で行われています。会員数が少ないクラブほど個人の負担が大きい状況となり、不公平感が否めない現況であることを指摘し、是正を求めました。当時の町からは、体育施設年間利用料状況は、ゲートボール5万4,000円、グラウンドゴルフ11万4,000円、ターゲットバードゴルフ8万9,000円の年間負担となっている。クラブ員の減少により運営が厳しく、活動が縮小してきているクラブもあることは認識している。しかし、財政が非常に厳しい中、受益者負担について今後も理解と協力を頂きたい。スポーツクラブの個人の負担が多いことについては、少し調査研究していきたいとの答弁でありました。不公平感には言及されず、いまだに是正される状況にはなっていません。長寿会スポーツクラブの体育施設利用は、現在ゲートボールとグラウンドゴルフの2団体となっていますが、それぞれの利用料負担は今も大きく変わっていないのではないかと思います。そのほか、長寿会以外の高齢者スポーツクラブは13団体あり、自治会館等を使用されている文化クラブに対し、半額減免の負担で町体育施設を利用されているクラブもあると思われます。高齢者の方々の会費負担を少なくし、気軽にスポーツに親しめる環境を構築し、本当の意味での健康長寿の町になることを目指しているのか疑問です。公共施設の利用料収入は、受益者負担という観点からも必要であることは十分理解していますが、町有施設の利用に関するいろいろな減免規定は、本当に公平に対応されたものになっているのでしょうか。文化協会やスポーツ協会、長寿会ほか、全10団体の社会教育関係団体が、その団体本来の目的達成のために使用する場合や文化祭、体育祭、収穫祭等、町の主催または共催により使用する場合等の100%減免は当然のことだと思います。しかし、公民館クラブとスポーツクラブの加盟団体による使用の施設利用料は同等の扱いになっているのでしょうか。文化協会の有利になる優遇措置としては、通常、一般利用申込みが3か月前の月初めからに対し、6か月前の月初めからとなっており、文化協会に所属しながら公民館クラブに加盟していれば利用料は半額減免となっています。一方、スポーツクラブ登録団体は、年度末に行われる体育施設利用者調整会議において、4月から始まる翌年度の1年間の利用予約が可能ですが、施設利用料は減免対象とはなってい

ません。ちなみに、町内一般利用申込みが1か月前の1日9時から、13時から登録スポーツクラブの追加予約、2日9時から相互利用協定を結んでいる生駒市民、その後、町外の申込み受付となっています。ただし、小中学校の体育館等の学校施設は、平群町立学校体育施設開放条例に基づき、スポーツ協会加盟クラブ以外の利用はできず、休日等という利用制限はあるものの、中学校体育館で1回1,500円、小学校体育館で1回1,000円の利用料で使用できるという良心的なものになっているようにも思います。

そこで3点、質問いたします。

登録スポーツクラブと公民館クラブとの利用料等の減免措置に違いがある状況になっているのは、どのような理由、事情があるのでしょうか。同様に、長寿会や長寿会以外の高齢者クラブの中でも、同じ単位クラブとして、補助金額が同じであるにもかかわらず、文科系とスポーツ系で利用料等、運営経費に大きな差異が生じる結果になってしまっている状況について、いかがお考えでしょうか。

③例えば、スポーツ協会に加盟している10人以上で使用するクラブに対しても、公民館クラブ同様、学校施設以外の体育施設利用料の半額減免と、10人以上で使用される65歳だけの団体での使用に対して、平日夕刻までの100%減免優遇を提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁、お願いいたします。

○議長

山田議員の一般質問の途中ではありますが、休憩を挟んで再開したいと思いますので、午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時53分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の大きな1項目めの御質問でございます。野菊の里斎場の運営に伴う町民優先利用についてお答え申し上げます。

まず、1点目の直近5年間の年末年始における町内町外の葬祭棟・火葬棟の利用状況についてでございます。

12月30日から1月5日までの状況につきまして、述べさせていただきます。その期間での最大利用については、式場では6回の告別式が、火葬棟では23体の火葬が可能となります。それでは年度ごとに申し上げますと、令和3年度では、式場は町内が4回、生駒市・町外がゼロで合計4回でございます。火葬につきましては、町内が6体、生駒市が6体、町外が5体、合計17体の火葬でございます。令和2年度では、式場については、町内が3回、生駒市・町外ともゼロでございますので、合計3回の利用が。火葬につきましては、町内が6体、生駒市が4体、町外が8体ということで、18体の火葬がございました。令和元年度でございます。式場は町内が2回、生駒市・町外ともゼロ、合計2回の利用でございます。火葬につきましては、町内が5体、生駒市が3体、町外が8体、合計16体の火葬でございます。平成30年度でございますが、式場は町内で1回、生駒市・町外ともにゼロでございますので、合計1回の利用が。火葬につきましては、町内が5体、生駒市が2体、町外5体ということで、合計12体の火葬となっております。最後に、平成29年度でございますが、式場は町内が1回、生駒市ゼロ、町外が1回ということで合計2回の利用が。火葬につきましては、町内が4体、生駒市が5体、町外が6体、合計15体の火葬がございました。

次に、2点目の御質問でございます。年末年始の町内及び生駒市以外の火葬の受入れを遠慮願う必要があるのではないかについてでございます。

町内の火葬の実績でございますが、年間約200体から230体の火葬でございます。1日当たり1体の火葬があるかないかの状況でございます。また、生駒市においても年間約110体の火葬件数であり、1日4体の火葬枠というのがございまして、町内の方には2枠を優先的に確保しておるところでございます。そういったことから、町内及び生駒市以外の受入れを行ったといたしましても、町内の火葬をお待たせすることは現状では少ないのではないかとこのように考えております。

続きまして、3点目のインターネットによる申込みの時期と理由についてでございます。

時期につきましては、平成31年4月よりインターネットでの予約を開始をいたしました。次に、インターネットでの予約を始めた理由でございますが、それまでは、昼間は斎場のみで、夜間は宿直にて受付をしておりましたが、それぞれ確認連携がうまくいかなかったこともございまして、喪主や御遺族の方並びに葬祭業者の方に御迷惑をおかけしたこともございました。また、実際に

御遺体の納棺や輸送、祭壇の設置、火葬許可の手続や日程の調整など、葬儀や火葬に関することについては御遺族の方が直接されるのではなく、葬祭業者が行われることが大半であることを踏まえまして、利便性の高いインターネット予約を導入したところでございます。あわせて、インターネットでの予約につきましては、葬祭業者のみの利用としているところでございます。

次に、4点目の御遺族の方が直接電話にて利用できるように見直したらどうかという御質問でございます。

御遺族の方の希望に寄り添う葬儀や火葬を執り行うことが、野菊の里斎場に求められているものであると考えております。御提案のありました御遺族の方からの直接の申込みにつきましては、具体的な申込み方法や手順などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

それでは、順次再質問させていただきます。

1点目、いろいろと調べていただきまして、30日から5日までの間で、特に葬祭棟は町内の方だけだと思うんですけど、火葬棟については23体の火葬枠に対してまだ空きがあるよと。この6日間というんですか、7日間では空きがあるっていうのは分かるんですけど、本年もそうだったんですが、4日、5日は空きがなかった。4枠全て使われていたというのは現実になっているようです。そういう意味で、3年間で結構なので、例えば4日、5日、近隣の市町村・自治体で1日、2日、3日と休場されているところがあるんでね、それが使えないということで、そちらのほうも結構いっぱいになったときに、平群町のほうを利用される方も出てくるのではないかという懸念からですね、4日、5日はどうなってるのかなということもちょっと併せて調べていただいていると思うので、お答えいただきたい。

2点目で、生駒市が2枠、平群町が2枠ということで、4体枠があるので待たせることは少ないというふうにお答えいただいている、と思うということなんですけど、本当に大和郡山市の方や生駒市の方、奈良市は今新しい火葬場も建設されてるんですけど、どこまで知っておられるのかはまだ不明なのでね、平群町の火葬場は町外料金ですけど、もちろん使えるので平群町の火葬場が開いているということを知られたときに、やっぱり使われる方が増えてくるのじゃないかと、今後ね。そこでですね、2点目では、私は生駒市さんに対していろんな協定で助けていただいているので、ここには生駒市の方も平群町同様というふ

うに書いたんですけど、本来は生駒市さんも2日、3日、よその行政のことを構うわけにはいかないですけど、開場していただきたいなと思うんですね。生駒市が開場されていない、火葬場が休場であるにもかかわらず、平群町でそれを受け入れるというのも何かちょっと違うような、協定があるにせよですね、違うような気もしないことはないんですよ。そこはいろんなお世話になってる部分もあるのでね、一方的に2日、3日は使えませんというわけにはいかないと思うんです。しかし、生駒市の1日、2日の開場も含めて、平群町はこうなってるんでということで、検討を向こうにお任せしないといけないんですけど、そういういろんな協定の協議をするの上ではね、そういうお話もしていただきたいなと。本来であれば、生駒市も受けていくのは通常なんですけども、それであれば生駒市も開場していただきたいということ。それと大和郡山市、奈良市は休場されているのに、先ほど言ったように、たくさんの大和郡山市の住民の方や奈良市の方がお知りになったら、こちらの平群町のほうにもかなり火葬をお願いされる方も増えるんじゃないかということで、そこは町民、もしくは4日、5日に関しては生駒市の方も含めて、優先的に利用できるようにですね、御遠慮いただくということは検討していただかなければ、町民が待たなければならぬということも今後出てくるかもわかりません。何か大阪市のほうでは、この1か月ほど前に聞いた話では、コロナの影響もあってですね、5日、6日も火葬を待つというのが常識、当たり前のようになっているということもちょっと耳にしました。現実にははっきりと調査したわけでもないんですけど、ちょっとした知り合いの方が5日間、家でお通夜というか、ずっと見守られたというか、そういうことを聞きましたんでね。そういうことがあって、流れてこないためにも、町民を優先するためにも、4日、5日は御遠慮いただきたいということで検討いただきたいと思うんですが、お答えいただけますか。

3番目は、インターネットによる申込みになったっていうのは、大体ダブルブッキング等にならないお葬式ですから、後々やっぱり駄目ですとかそんなことがあってはならないということはよく理解できるんですけども、今の状況では単なる責任回避でしかなくなってしまうですね。

③は結構なんですけど、4番目のことでは、一番初めに言いましたが、誰のための何のための施設なんだということになって、やっぱり住民優先、住民ファーストでないといけない。そのためには葬儀社ではなくて、住民の方が申込みされたら、しっかりと受け入れる体制はつくらなければならない。今テレビでも小さなお葬式っていうことで、全国でいろんなコマーシャルもされてるように、どこの自治体、どこの市町村の葬儀者の方が利用されるかもわからない。それは住民の方が選ばれたらいいだけなんで、そのときに事前登録がないと申

し込めないっていうのはおかしいので。ダブルブッキングにならないように、スムーズに見送れるようにということは分かるんですけど、そのところは、住民の方が申し込まれるときは何らかの方法でも受け入れる体制をつくっていただくべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の再質問で、過去3年分で、1月4日、5日の火葬の状況ということでございます。ちょっと年度ごとに順次、御報告申し上げます。先ほどの答弁で、1日の火葬枠が4枠ということで御答弁申し上げたところでございます。年度ごとで申し上げましたら、令和3年度でございますが、4日につきましては町内の方の火葬が2体、生駒市の方が1体、町外が1体ということで、合計4体の火葬をしております。で、5日でございますが、これも同様に町内の方が2体、生駒市の方が1体、町外の方1体ということで、合計4体の火葬をしております。次に、令和2年度でございますが、1月4日でございますが、町内の方の火葬2体、生駒市がゼロで、町外が2体ということで、合計4体の火葬をしております。令和2年度の5日でございますが、町内の火葬はございませんでして、生駒市の方が1体、町外の方が2体ということで、合計3体の火葬をしております。令和元年度でございますが、4日でございますが、町内の方の火葬2体、生駒市1体、町外1体ということで、合計4体の火葬をいたしております。5日につきましては、町外の方がございませんでしてゼロということで、生駒市の方が1体で、町外の方1体ということで、合計2体の火葬をそれぞれの年度で、4日、5日ということで、火葬のほうを対応しておるところでございます。

次に、休場日の関係で、生駒市を含めて休場されてる施設があるというふうなことでございます。そこについて、町のほうで町外の方の受入れを検討すべきではということでございます。まず生駒市につきましては、衛生施設の利用協定ということで、相互利用の協定書を結んでおりまして、これはあくまでも町全体総意の話でございます。火葬場だけではなく、生駒市さんのほうとはいろいろな施設の相互利用をやっておりますわけで、行政の補完性を高めていくということで、一つの行政課題の解決に向けての大きな決め事、約束事ということで、この協定のほうを締結をさせていただいております。そういう意味から、この協定の見直しにつきましてはできかねるところもございます。ただ、生駒市以外の町外の方の火葬につきましては、今後もその状況といたしますか、

年末年始の推移を見ながら、議員御質問でお述べいただきましたように、町民の方の施設でございますので、住民の方への御不便をかけないように、そこについては検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、再質問の3点目でございますが、御遺族からの直接の申込みが対応できないかというところでございます。御遺族からの斎場なり、また式場の使用についての申込みでございますが、電話での対応ということになりましたら、やはり利用に当たってはこういう施設でございますので慎重を期すということで、電話の取り違えであったりとか聞き間違えとかそういうことがあってはいかんことでございますので、電話での対応ではなく窓口において申請書なり、また料金が発生する施設でございますので、直接やり取りをさせていただくことで、確実に対応ができるということになります。そういうことから、電話ではなく、直接斎場のほうにお越しただいて申請等の手続をやっていただくということにつきましては、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

直近3年のところ、4年度は私も先ほど言いましたけども、4年間の部分でお答えいただいたんですけど、1月4日は全てこの4年間でも4枠を利用されているという状況になっているわけですね。もともとお葬式自身は、私たちも田舎といいますか、平群の町民として、なかなか正月三が日っていうのは、あまりないのかなって思ってたんですけど、今コロナの影響と核家族化の関係で、家族葬というのも大変増えてですね、もう昔と生活様式も変わってきたのが事実で、三が日であっても、お葬式が出されるような状況も増えてきたみたい。そういう意味で、やはりまだまだいろんなニーズが増えていくと思うので、町民ファーストで検討するということですが、4日、5日については生駒市さんとの協議も含めてね、もちろん生駒市さん以外の近隣の市町村の方々には申し訳ないですけど、御遠慮いただくという方向で考えていただきたいと思いますんですけど、町長、その辺はどうでしょう。なかなか担当部長でも、お答えにくいと思うんです。その点ともう1点、住民の方の直接申込みも検討するということだったんですけど、確かにこういう慎重に慎重を期さなければならない斎場ですから、いたずら電話っていうのはないと思うんですけど、仮にあって、本来利用しなければならない方々に御迷惑をかけることもあってはいけませんので、営業時間であるとかいう縛りもあると思うんですけど、電話だけでなく、

部長が答弁いただいたように、申し訳ないですが、直接来ていただいて、それなりの手続をしていただくことですね、住民の方も業者のための式場ではないんでね、住民の方も申込みが行けるような、そんな受入れ体制にしていきたいと思います。

あと、先ほど言いました町外に御遠慮いただくことについて、町長、ちょっとどのようにお考えか、御答弁いただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

野菊の里斎場運営に伴う町民優先の利用につきましてお答えをいたします。年末年始の町内の優先利用につきましては、平群野菊の里斎場では、12月31日は火葬のみの受付、1月1日は休業となっております。年始につきましては1月3日まで休業を行っておる自治体もあることから、町外から平群町内での受入れも見受けられます。生駒市につきましては、衛生施設利用について、平群町との相互連携に関する協定書を締結していることから、見直しについては難しいものと考えますが、生駒市以外の火葬の受入れにつきましては、使用状況を見ながら、町民へ御不便をかけないように検討を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

山田議員。

○9 番

御不便をおかけしないように検討を行っていきたいということの御答弁を頂いた。確かに、生駒市との微妙な、いろんな協定を結んでる以上の関係はあるんで、できることなら私も生駒市さんには2日、3日も開けていただいて、相互に利用できるような、生駒市を受け入れるのは当たり前だと言えるような体制もつくっていただけたらなと思うんですが、そのことを協議していただくことも重ねてお願いをして、この質問についてはこれで終わりたいと思います。

2点目をお願いいたします。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、山田議員御質問の2項目め、町有施設利用料金の減免制度の対象についてですが、教育委員会より、1点目と3点目についてお答えさせていた

だきます。

1 点目の登録スポーツクラブと公民館クラブの利用料等の減免措置の違いがある状況になっているのはどのような理由、事情があるのかについてですが、登録クラブの減免につきましては65歳以上、スポーツ協会への登録団体の大会、小中学生の利用時におきまして、それぞれ半額減免となっております。また、公民館クラブにつきましては、公民館クラブの要件を満たし、クラブ登録を認められたクラブに一律半額減免としております。このスポーツと文化の各クラブへの減免措置の違いにつきましては、公民館クラブの場合は、老若男女混合での活動が多く、スポーツクラブのように65歳以上、スポーツ協会所属、小中学生といった減免枠が当てはまらないため、一律半額減免とさせていただきます。

3 点目のスポーツクラブに対する半額減免、また65歳以上の団体に対する平日の100%減免の提案についてですが、使用料は受益者負担の原則から、施設を利用する全ての人が同様に負担し、公平性を担保する必要があり、それをもって施設の維持管理経費に充てるものであります。ただし、使用料の減免制度を特例的、政策的に設け、利用者の負担額を調整することにより施設利用が促進され、その設置目的を効果的に達成することが可能になる場合もあります。教育文化並びに体育振興のため必要な事業を行う団体なども、これに該当します。議員御提案の件につきましては、受益者負担の原則やスポーツクラブの活動目的、活動内容を勘案しながら慎重に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の2点目になります高齢者の文化・スポーツクラブへの補助金について、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この補助金につきましては、平群町高齢者文化・スポーツ振興交流事業補助金交付要綱に基づきまして、令和3年度でございますが、文化系のクラブ34団体とスポーツ系のクラブ43団体、合計77団体に対しまして、一律の交付でございますが、1クラブ当たり一律で3,900円を交付しているところでございます。議員お述べいただきました、文化系とスポーツ系で利用料金と運営経費に差異が生じているのに、なぜ補助金額が一律なのかという御質問でございますが、スポーツ系クラブは町有体育施設の利用料が発生しておりますが、各クラブの運営経費全体を考えれば、文化系・スポーツ系クラブにかかわらず、会員数や活動日数、道具や材料費など、各クラブの活動内容に応じ

て様々な費用が発生し、運営されているものと考えております。また、かしのき荘につきましては、老人の健康保持と教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するという設置目的であることから、結果的に多くの文化系クラブの利用料が無料となっておるところでございます。高齢者の方々の会費負担を少なくし、気軽にスポーツに親しめる環境づくりは重要なこととございますが、この補助金につきましては、各クラブの運営経費にかかわらず、高齢者の健康増進と生きがいの高揚を図ることを目的とし、一律に交付しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

何点か再質問させていただきます。

1点目なんですけど、違いがあるのはなぜなんだろうと、どういう事情があるんでしょうかっていうこととお聞きしたんですけど、結局は答弁の意味がよく分かりません。老若男女が多いと、混合で使うのが文化クラブが多いと、スポーツも一緒ですよ。高齢者から若い人たちも一緒になってやってるクラブもいろいろありますよ、バドミントンなんかも含めてもね。だから、先ほどの答弁では何が違うんだということが分からず、私の想像するところによると、キャパが違うんで単価が違う。スポーツ施設のほうが高いから、半分でも頂くというのかなというふうに理解してしまうんですね。だから、このことについてはね、ちょっと今後の課題として検討いただきたいと思っておりますので、3番目と同じにかかってくるんで、3点目のとこでまたお聞きしますけど。

2点目については、福祉の観点から言うとはですね、特に今は補助金を出すことが問題ではないんですけど、現実的には21年9月に高齢者福祉面からということで、老人クラブ活動費補助として、当時は長寿会の文化クラブの27団体、スポーツクラブの4団体へ、それぞれ年間9,500円の補助金を措置されてたわけですね。現在は不公平感もあるので、各長寿会以外の各自治会の中でつくられている文化クラブやスポーツクラブも同様ということで、予算委員会の中でも質問をしましたが、長寿会が40団体とその他の高齢者団体、要は自治会単位ですね、の40団体、計80団体に、先ほどは実績として3,900円とおっしゃいましたが、今年度は80団体に4,000円の予算措置をされていると。これはこれでいいと思う。ただ、文科系のクラブは、かしのき荘の利用料が無料ですし、各自治会館を使われてる文化系に関しても、恐らく自治会館はそんなに費用がかかっているわけじゃない。むしろ無料で使われ

てるのかもわかりません。ところが、スポーツクラブに関しては、65歳以上の規定があって、半額減免の規定の中なので負担が大きいと。1番にも関わってくるんですけど、文科系もいろいろと材料や道具の関係でお金も要ると思いますが、スポーツ系もいろんな道具が必要でね、そういう分に関してはどちらも同じなんですけども、使用料がかかるということでは違うということなんですよ。ちなみに、ゲートボールとグラウンドゴルフ、長寿会の所属の。利用回数を見ますと月13回される。厳密に言うと、年末年始やいろんな雨天で中止のときもあると思うんですけど、月に13回の予定ということになってるみたいで、それを勘案するとゲートボールでは半額減免で500円で、年間7万8,000円、12人のメンバーのクラブ員なんで、年間ですけど、1人6,500円の負担をされてるわけですね、利用するのにね。それでグラウンドゴルフは、2,000円のところの半額減免1,000円で、年間15万6,000円、76人もおられるので、1人2,050円程度の負担になっているという意味で、今、住民福祉部のほうからは、受益者負担という言葉は出ませんが、教育委員会のほうからは受益者負担という言葉があって、この受益者負担でいうと、本来それであれば、かしのき荘のお風呂も受益者負担が当てはまってしまうんですよ。このことは御答弁は要りませんよ。このことはいいことだとは思いますが、都合がいいときだけ受益者負担なんですよね。そういう意味で、本来65歳以上の方に受益者負担が当てはまるのかなという気がするんですけども、住民福祉部のほうでかしのき荘の利用も無料でしていただいているということは、特にそうするべきだと思うので、このことについてのこの質問の御答弁は結構です、②はね。

③の中なんですけど、要は利用料の問題なんですけど、予算委員会の中でも質問いたしましたが、ちょっと触れましたけど、地域振興センターとの契約も含めて、これ、資料をもらったときに中身を見せていただくと、使用料収入が2,400万円ありましたよね。それは今、振興センターとの契約の中で、地域振興センターがどれだけ利用料収入を稼げるか、稼げないかというのは地域振興センターの手腕ですよというような契約になってるわけですよ。でも、現実的に完全な民間企業でないがために、町外の方をどんどんどんどん入れるという政策は取れないわけでしょう。町民優先として町が指導してるわけじゃないですか。例えば、民間企業であれば、そういう使用の仕方をしてる体育施設もあると思うんですけど、ましてやそこに2,400万円の10%の240万円で消費税をわざわざ払ってるわけでしょう。予算委員会の中でも言いましたが、まずこれを地域振興センターとの契約から外してですね、その分については、町に歳入として入れてもらう。そうすると消費税も払わんでいいわけで

すよ。せっかくほとんどが住民の方ですけども、払っていただいた分を消費税として、なぜ払わなければならないのかなど。町の歳入とすれば、払わなくて済むというか、払う必要がなくなるわけですよ。だから、そこに町が裁量権を持って使用料の減免や使用料を100%減免にするということがやりにくい状況になってるわけでしょう、現実的に言うたら。町の施設ですし、町が指定管理してるんで強く言えるんでしょうけど、減免するとそれだけ収益、利用料が減るわけじゃないですか。まず、そこも見直さなければならない、4年間の契約ですけど、今後はそのことも見直していただきたいと思うんですよ。そのことで、やっと減免の在り方に入っていけるわけですよ。高齢者の、先ほど言ったように、健康長寿を目指す町っていうことであれば、やはり手軽に気軽にスポーツに親しんでもらえるということは大変重要だと思うんです。そのためには、やはり1人、2人で占有されるのは、それはあまりよくない。そうなってくると高齢者同士で取り合いになってくる。やはり一つのグループ、固まりとなったときに、10人というのは私の提案で、10人でも仮にハードルを上げるのもいいんですけども、親しめるように、ゲートボールなんていうのはもうほとんど高齢者しか使われてない施設から利用料も収入も取られてるんですね。ちょっと聞きますと、結構施設は開いてるというんです、平日のお昼。現役世代は使えない。収益の大きい土日、祭日にはしっかりと現役世代から利用料を頂く。そういうメリハリをつけることで、高齢者の方は現役を退いた方だと思うので、平日できる範囲でやっていただく。これがやはり必要ではないかっていうふうに思うんですけども、その点いかがですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず今、議員より、指定管理者の収入の件ですか、それについて御質問いただいております。確かに今質問を頂きましたように、これまでもそうだったんですけども、令和4年度からの向こう4年間の指定管理について、条例上、指定管理における利用料金制というものを取っております。この利用料金制といいますのは、施設の利用料収入は指定管理者の収入とすると。指定管理者は当然支出すべき維持管理費用と相殺して、その差額だけを指定管理者に払うと、そういう契約になっております。現在もそういう契約でございます。この利用料金制というのは、地方自治法でそのような制度を取ることができると書いておりますので、体育施設15条で利用料金制を取ると、そういうような運用をしてるところでございます。議員のほうから御指摘ありましたように、当然利用料が全部指定管理者の収入ということになりますので、町のほうがちょっと

言葉は悪いですけど、安易に減免制度をいろいろ適用するとなると、当然、指定管理者の収入も減りますんで、その辺については慎重に対応せなあかんというふうなことはまず思っております。利用料金制を今後どうするかについてはですね、現在のところは指定管理者との今後向こう4年間の契約の中ではそのようになっておりますけども、一つの検討課題かなというふうに思います。

あとですね、クラブに対する減免の件です。スポーツ、文化のクラブでは、当然その各クラブの活動内容とか目的を達成するために、使用する施設の規模とか時間帯とか利用人数に違いが見られます。そういった意味では、全てが同じにはなりませんけども、文化、体育で利用料金が違うというのも事実でありますし、減免内容の整合性にやや疑問があるところがあるというのも我々は感じておりますので、その辺について整理できるところは整理していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

違いのあるところも整理していきたいという御答弁だったと思います。基準がよく分かりにくい。いろんな減免制度がありますんでね、その辺はちょっと整理というんですか、整備というんですか。ただ、文化センターにしても、体育施設にしても、住民の方が親しみやすい、使いやすい、特に高齢者の方等には使いやすい施設によりなっていくように検討いただきたい。個々の使う鍛える器具、体育施設の分に関しては団体でない個々で使うもんなので、それもそれでまたいろいろ考えていただかなければならないという細かい点もあるんですけど、今では確認しましたら、高齢者の定義として、団体のときはどうするんだということになると、30人おられれば15人以上は65歳以上で減免対象、これ、非常に分かりにくい。指定管理者が全ての方の年齢を確認に回らなければならない、厳密に言うとな。恐らくそんなことは失礼なことですし、できない。それやったら逆に、全てが65歳以上の方でない、全額減免しませんとかそういうことにすればね、分かりやすいのではないかというふうに思います。それは私の考えなんですけど、減免基準の整理と見直し等、それと町長に、平成20年から100%減免規定がなくなってですね、長寿会高齢者の中でもね、こういう文化系クラブとスポーツ系クラブでも、不公平感が若干あるように思う中で、長寿会の健康長寿を目指す町で、長寿会の中でもこういう違いがあるということに対してですね、いろいろ検討いただきたいと思うんですが、どうでしょう、町長。

○議 長
町長。

○町 長
それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。
町有施設の利用料金の減免制度についてですが、スポーツクラブや文化クラブの活動は、住民の健康増進や住民の交流を図る上で大きく寄与をしております。公共のサービスなどの事業によっては、利益を受ける人が利益の度合いに応じて、その事業にかかる費用の負担を行う受益者負担が原則であります。現在、財政健全化をする中で、文化クラブ、スポーツクラブの利用料負担の整合性については、議員よりいろいろ御提案を頂きました。このことについて、調査し慎重に検討したいと考えております。
以上です。

○議 長
山田議員。

○9 番
特に高齢者の健康増進のためにも、また誰もが町有施設も文化センターも体育施設も利用しやすい、よりそんな施設になっていくよう、町長、いろいろな検討をよろしく願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議 長
それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。
午後2時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時12分)

再 開 (午後 2時25分)

○議 長
それでは、休憩前に引き続き再開いたします。
(ブー)

○議 長
発言番号9番、議席番号8番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○8 番
ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり、大きく3点質問します。1時間以内に終わりたいと思いますので、簡潔に明瞭な答弁をお願いしておきます。その前に、このたびのロシアのウクライナ侵攻、侵略については断じて

許すことができないことであり、断固抗議するとともに、町長にお願いしておりますウクライナ難民の受入れなど、皆さんと一緒になってウクライナを支援できればと思っております。それを申し上げて、質問に入ります。

1 点目は、人口対策として市街地農地から宅地転換をについてであります。

平群町の人口は、奈良県の推計人口によりますと、2001年4月に2万545人だったものが、2021年3月には1万7,980人と、20年間で2,570人減少しております。減少率にしますと12.52%になります。近隣を見ても、三郷町の減少率は2.31%、斑鳩町は3.47%に比べて、平群町の減少率は、三郷町より10ポイント、斑鳩町より9ポイント高く、また県平均より4ポイントも高い。人口が減少すると当然のことではありますが、歳入の個人住民税も影響が出るわけで、平成12年度決算によりますと、12億6,640万だったものが、20年後の令和2年度には9億6,672万円と、約3億も減っております。率にすると24%になります。人口減少の12.52%より高く、これは人口減少に加えて高齢者人口が増え、働く世代が大幅に減少するものと考えられます。高齢者が増えますと扶助費が増えるわけで、令和4年度は令和3年度に比べて4,800万も増加しております。人口と直接関係ありませんが、農林業センサス2015によると、平群町の耕作面積は267ヘクタールで、耕作放棄地は67ヘクタールと、率にすると25.1%、近隣町よりも高く、奈良県平均の21.2%よりも4ポイント高いというわけでございます。平群町は生駒山系と矢田山系に挟まれて平地が少ないことがありますが、町の基幹産業が農業であることを考えると、耕作地の4分の1が耕作放棄地とは驚きであります。2015年から6年たっておりますので、耕作放棄地は増えているように思われます。これは私には異常に映ります。日本の人口減少傾向にある中、県下の自治体でも増加しているところがあり、香芝市は20年間で1万3,621人増加しており、率にすると21.14%、葛城市は2,049人で、5.87%、生駒市は3,783人で、3.38%、広陵町では2,361人で7.5%、王寺町は1,430人で1.82%となっております。また、県下の減少率で一番少ないのは、先ほど申し上げました三郷町で2.31%です。ただいま申し上げました数字につきましては、議論を深めるために、下段に表をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。日本の人口は減り続けており、自治体間の人口争奪戦が行われており、我が町の人口は20年で約1万8,000人減っている現実を直視すると、町のこれまでの人口対策、定住対策は有効に働いていないと見るべきではないでしょうか。また、人口が増加してる自治体と平群町の子ども医療費無料化、妊産婦助成費など、子育て支援策等はほとんど変わらない。変わるの住宅地のストックが

あるかにかかっているのではないのでしょうか。そのように私は見ております。香芝市、広陵町には、大規模住宅開発の真美ヶ丘、旭ヶ丘、生駒市には多くの住宅団地、三郷町には勢野北があります。また、多くのミニ開発が行われており、住宅地のストックがたくさんあるようであります。このことから、私は人口対策、定住対策としてやるべきことは、住宅地のストックを創出する施策を講じることがプライオリティー、優先順位が高いと考えております。ただ、平群町の現状を踏まえると、大規模住宅開発は期待ができないわけで、また人口対策として、住民の方から空き地の活用の提案を受けるわけですが、活用して人口を増やせるとよく言われるわけですが、実際のところ、相続等の関係で権利関係は非常に複雑になっており、現実はかなり難しいように思われます。住宅のストックの創出で唯一やれることは、市街地農地から宅地転換を促進する施策、すなわち開発事業者がミニ開発を展開しやすい施策を講じるべきと考えます。

そこで、3点質問いたします。

(1) 市街地農地の実態についてであります。都市計画法の市街化区域にある市街化農地は幾らあり、そのうち耕作放棄地は幾らあるのでしょうか。また、耕作放棄地とはどんな状況をいうのですか。耕作放棄地の定義はあるのですか。

(2) 市街地農地から宅地転換策についてであります。

①町開発等に関する指導要綱や条例などの改正についてであります。要綱によりますと、宅地の面積は第一種低層住居専用地域では160平米以上、その他は130平米以上となっておりますが、また公園は開発面積の4%以上かつ150平米以上、緑地は開発面積によって割合が決められており、これらを緩和することで、業者は町内の開発事業に取りやすくなるのではないかと。

②市街地農地の売却に対する優遇策についてであります。土地を売却すると所得が増え、翌年度の町の住民税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が上がるわけでありまして、住民税は無理としても、他のものを軽減、減免するような優遇策を講じることができないのでしょうか。

③耕作放棄地についてであります。先ほど申し上げました耕作放棄地は、25.1%、耕作地の4分の1は私には異常に映るわけですが、この状況を踏まえて、町の具体的な耕作放棄地対策があるのですか。

(3) 開発業者への優遇策についてであります。

開発業者が宅地開発をすると、水道開栓料、下水道加入料等負担する必要があり、これらによって当然のことですが、販売価格が上がるわけで、これらを減免、軽減することはできないのでしょうか。といいますのも、平群町で土地を買って住宅を建てて移り住んでいただくと土地建物の固定資産税、住民税等で、

私の試算では25万程度入るわけで、最低でもその程度の補助を出しても元が取れるわけだと思います。皆さんも御存じのように、平群町の地価が下がり続けております。先月末、不動産業者の新聞折り込みビラによりますと、北信貴ヶ丘1丁目の更地で、108坪が480万で売りに出ておりました。平群町で地価がこれほど安くなると、住民感情としては困るわけではありますが、大阪の新築マンションは四、五千万するようで、逆に平群町の地価が下がっていることは、2,000万円で戸建てのマイホームが持てることになるわけで、マイホームを持ちたい若い人は平群町に魅力を感じるのではないのでしょうか。

2点目、公共下水道整備後のコミプラ（汚水処理場）跡地の利活用についてであります。平群町の公共下水道事業は平成4年2月20日、対象区域853ヘクタールで事業がスタート。手元資料によりますと、平成19年1月4日から町南部の春日丘団地、日立団地や西宮地区の一部、椿井地区の一部が接続、供用開始になり、順次接続地が増え、本年1月末には普及率が54.7%、水洗化人口が9,562人、水洗化率は94.1%になっているわけであります。これで町全体の55%が公共下水道の接続エリアになり、94%の人が公共下水道に接続していただくことになっているわけであります。そこで、既に供用を開始したコミプラ（汚水処理場）の跡地のうち、菊美台は町の北部支所に、ネオポリスは消防水利に転用されていますが、若葉台、月見台、椿台のコミプラの跡地の利活用はどのようになっているのですか。また、今後供用が開始されます緑ヶ丘のB、C、D地区や北信貴ヶ丘のコミプラの跡地の利活用はあるのですか。そして、今後の接続計画はどのようになっているのですか。

3点目は、駅周事業地内の公園整備についてであります。

平群駅前には、土地区画整理事業によって、駅前広場、道路、街区が整備され、懸案だった町総合文化センターが建設されましたが、駅前にビルが建ち並ぶこともなく、まだ空き地が目立ち、以前あったタクシーの駐機といいますか、客待ちタクシーもなくなり、駅前広場は閑散としている、私には地区のにぎわいも見られない。駅周事業費については町が多額の負担をしたわけですが、学校の用地の買い増し、将来用地だったか、総合文化センターの一部を地価より高く買ったということによって町の財政負担を強いられ、今日の町財政悪化を招いていると言わざるを得ません。また、経済波及効果が全く見られないことから、この事業は駅周組合としては成功だったかもしれませんが、町に多額の財政負担を強い、経済波及効果が全く見られないことから、私は駅周事業は失敗だったと思います。駅周事業については、住民の方から議員は何をしているんだ、チェック機能が働いていないのではないかと厳しい声が私に寄せられています。町にも同様の声が届いてると思いますが、先月18日開催の議

員全員協議会で、駅周組合は昨年9月、奈良県から組合解散の認可を受け、今月に事業が終了すると報告を受けましたが、本当に終了したと言えるのですか。といいますのも、地区内の地権者から土地の提供を受けた土地の公園整備はどのようになっているのですか。整備しなくて問題ないのでしょうか。公園用地を供出していただいた地権者に失礼ではないかと思えます。

そこで、駅周区域内等の公園について、2点質問いたします。

(1) 駅周事業区域内1号街区公園、2号街区公園の整備についてです。1号街区公園は1,200平米で、総合文化センターの北側にあり、旧中央公民館東側にあった忠魂碑が移設され、時には草ぼうぼうの状況が見受けられます。また、2号街区公園2,601平米は町役場南側にあり、平群町土木協同組合が桜の木を2本と、道路脇にスイセンが植えてあります。また、コンクリートがらが山積みされてるところもあります。時によっては草ぼうぼうの状況が見受けられますが、町の具体的な整備計画をお尋ねします。

(2) 区域内に隣接する河川公園の整備についてであります。駅周区域に隣接する竜田川沿いに、県が整備することになっていた河川公園の整備がその後いかがなっているのですか。駅周委員会や全協の説明では、県と協議を行っており、今にも実現するような話だったのですが、これもいかがなっておるのでしょうか。

以上、私の質問は3点です。よろしく申し上げます。

○議長

事業部長。

○事業部長

人口対策として市街地農地から宅地転換ということで御質問いただいております。

まず、市街地農地の実態についてお答えいたします。2020年の農林業センサスから耕作放棄地という調査項目は削除されたのですが、2015年までの農林業センサスでは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付や栽培せず、この数年の間に再び作付する意思のない土地のことを言っております。農家の自己申告による主観的な判断になっておりました。最新のデータとしましては、町農業委員会の客観的な調査によると、市街化区域にある農地は29.5ヘクタールありまして、うち耕作放棄地は5.9ヘクタールあります。5.9ヘクタールのうち4.5ヘクタールは、いわゆる椿井のコーナン跡地ということになっております。

次に、市街地農地から宅地転換策ということで、町の開発等に関する指導要綱等の改正云々という話なんです。平群町の要綱については一定規模以上の

開発行為または建築行為について、開発事業を行う者に対し無秩序な市街地開発を防止するため適切な指導を行うとともに、公共施設及び公益施設等の整備促進を図るため協力を求め、良好な都市環境の形成を図り、町が定める都市計画と合致した調和の取れたまちづくりの実現を図ることを目的に制定しております。上位法には、都市計画法上の開発行為ということで規定されております。土地の有効利用を図る上で開発指導要綱の影響は大きいため、この規制が宅地開発を進める上で障害となっているのかどうかということについては、慎重に見極めた上で、改正の必要があれば見直すことも検討すべきというふうには考えております。

市街地農地の売却に対する優遇策ということですが、農地を売った場合には、お述べのとおり、収入に対する所得を得たことによる譲渡益に対して、おっしゃるように所得税、住民税に加えて、国保税、介護保険料に反映されることとなります。これらの減免措置等の優遇については、租税の公平性の観点から困難であると考えますが、他の自治体で取り組んでいる事例等を調査し、定住促進の観点から検討をしてまいりたいと存じます。

耕作放棄地の対策としまして、耕作放棄地の発生原因の多くは、高齢化、労働力不足であり、いわゆる担い手不足が原因となっております。担い手不足による耕作放棄地の発生を防ぐために、新たな担い手の掘り起こしや、担い手への農地利用の集積・集約化をなら担い手・農地サポートセンターと連携して実施するとともに、苺や小菊などの高収益作物への転換も重要であると考えております。また、個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動ができなくなる場合に備えて、地域ぐるみの集落営農の組織化を図るために、多面的機能支払交付金を活用することを推進していきたいと考えております。

住宅購入価格の諸経費である上下水道に係る負担金等についてなんですが、これは開発業者への優遇策ということで御質問いただいております。上下水道の負担金等については、企業会計が直接減免措置を講じることはできないため、相当金額を一般会計から補填するような仕組みを創設することになると考えますが、そもそも平群町の土地価格が近隣自治体と比べても安価であるというのは、議員お述べのとおりでして、住宅購入の初期費用は土地建物価格以外の諸経費を加えても、そもそも安価であるため、例として議員お述べの108坪480万円の土地に対して、上下水道の負担金が数十万円上乗せされるかどうかで、購入意欲が左右されるほどの効果があるのかどうかということは慎重に見極める必要があると考えております。

本町としましては、農業振興と都市計画の両面から市街地における耕作放棄地への対策だけではなく、住宅地開発を誘導する方策など、有効な土地利用の

観点から、都市計画用途区域や開発指導要綱の見直しなども含め、都市計画マスタープランの改定が人口対策にとっても有効なものになるよう、今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

ありがとうございます。先ほど私が申し上げました人口対策、定住対策でやるべきことは、住宅のストックであるということは町長もお分かりいただいていると思うんですね。横原や平群駅東側の2か所や町長のお宅の南側の宅地はすぐに売れたわけです。今現在ですね、三里では24区画の開発が行われております。これを売られた方は相続で売られたというふうに聞いておりますが、西宮でも、2,000平米10区画の宅地開発がされております。平群南小学校の南側で11区画宅地開発されております。そして、吉新3丁目でしたかね、平群西線の都市計画道路のところにも住宅2棟が建っております。このことを踏まえて、ぜひとも町長の御見解をお聞かせいただきたい。

それと、先ほど市街地農地のことで、市街地農地が29.5ヘクタールあって、5.9ヘクタールが耕作放棄地だと。1年以上作付を行っていないければ耕作放棄地だということですね。そうすると、税務課で確認すると、もってられる土地の合計の課税標準額が30万円以上であれば固定資産税がかかるということ、税務課で確認したわけですが、過日ですね、1月16日に地域フォーラムで荒井知事から、平成28年当時、林芳正農水大臣に陳情して耕作放棄地重課税を制定したと。耕作放棄地が多いにもかかわらず適用されてない。奈良県で適用されてるのが、桜井市の9筆3,200平米だったというふうにお聞きしております。そのときのお話では、農地の課税は重課を掛けますと1.8倍になるというふうなお話でしたが、それであれば町としてもきっちり重課をかけるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その見解についてお尋ねいたします。

それと、開発等指導要綱についての優遇策等についてはですね、これは副町長が、新しく部屋を特命でおつくりになるということで、ぜひともそういうことも視野に入れて、私はイメージづくりが一番大事だというふうに思います。これはお願いしておきます。

それとですね、耕作放棄地対策ですけども、今、部長がこのようになったのは高齢化が進んでる、労働力不足だということをメインに言われたわけですが、私がお尋ねする限り、私の同年代の兼業農家の方にお尋ねすると、自分の息

子さんは東京とか都会に出られて農家は継がない。私の代で農業は終わりだという方がほとんどだと思います。ですから、私は市街化農地を早く売れるような施策を講じるべきじゃないかと思いますが、その辺について再度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

議員、自らおっしゃったように、ミニ開発っていうのが、今三つ動いています。1万165平米、合計で。合計で45区画と。これについてもですね、特に優遇策というようなことがないままこういったミニ開発があるわけです。ということはですね、用地への手だてができれば開発ができるということだろうと思います。

それと課税の問題に関しては、今言われたように、逆にですね、その優遇策云々よりも、課税を強化するような形の話ですかね。そのほうがもちろん、ずっと農地を保有してるよりは、手放すというマインドになるかもわかりませんが、これは今ここでお答えすることはできませんので、御了解いただきたいと思います。

担い手不足の話、後継ぎがないという話についてはですね、必ずしもその家のお子さんなりが継ぐということだけではなく、耕作意欲のある人に貸し出すというようなことも含めて農地の保全、ただ、この市街化農地については、本来市街地化する、それを促進するという土地利用を考えての市街化区域ですから、必ずしもその農地を耕作してもらおうというようなことだけではないんですが、一般的に言う調整区域の農地ですね、あるいは農用地区域、農振地域の農地については担い手を探していくと、それは他人であれ耕作意欲のある、なおかつ高収益の作物によって、米作りではなかなか生活するのが難しかったり、営農を継続するのが難しいということがあるので、今申し上げたのはそういった意味での高収益作物への転換だとか、担い手を他人から探していくとか、そういうことについてでございます。単に手放したくないというような市街地農地については、耕作放棄というよりは誰かに貸し出すなりして農地として保全していくということも必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。いろいろ申し上げましたようにですね、平群町は非

常に人口が減ってる、町長も副町長もそれは認識されてると。ミニ開発をすると売れるということも実感としてお分かりになってるといふことの認識でいいと思うんですけども、それで、今申し上げたようなことは新しくつくられるまち未来推進室で御担当されるんでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

すみません、ちょっと答弁が漏れてました。遊休農地の課税の強化に関してなんですが、これは農業振興地域内の遊休農地が対象になっておりまして、市街化区域農地については対象じゃないということでございます。

以上です。

○議長

副町長。

○副町長

そしたら、森田議員の御質問にお答えします。

まず都市計画の大きな考え方ということですけど、まさに議員おっしゃるとおりでございます、非常に平群町はもともと昭和45年の線引きの当時から戸建ての政策を推進してきたというようなことで、どちらかいうと用途地域で言っても、一種低層が非常に多いわけですね。だから、どうしても新興住宅についても全て一種低層となれば、もう40の60か、50の80、高さが10メートル、壁面後退1.5という非常にミニ開発をやるとすればハードルが高いという状況になってると思います。開発指導要綱のことをお述べいただきましたけども、この開発指導要綱については、平成16年に一部改正を行ってます。そのときには、当時平米4,000円の開発負担金を徴収しとったんですけども、それを撤廃した。それともう一つは、集合住宅、連棟住宅についての面積要件、これも撤廃したということで、非常にそのことでいいますと、受皿が広がったなということはあると思います。今現在、県の開発の許可基準でいきましても、一種低層についても165平米規制をしています。したがって、平群町の指導要綱についても、それに準じた形でやっていますので、取り立てて今すぐに指導要綱をこの部分を変える必要があるということはないかなとちょっと考えにくいかなということあるんですけども、ただ、一種低層のハードルの高いところについては、一定用途地域の見直し、このことは検討する必要があるんじゃないかなと。これは考えていきたいなと思ってます。

新しいその室については、大きな人口対策ということですので、今回の特にとりわけ開発行政、都市計画行政については、従来どおり都市建設課のほうで

行うということになろうと思います。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

固定資産税の重課につきましては、ちょっと私の認識不足で、もう少し勉強してまいりたいと思います。重課をかけることで農地が手放しやすくなるということも事実じゃないかと思います。大阪で生産緑地が今年度なくなるということだったんですけど、10年間延長になって、大阪では市街化農地みたいなところがですね、まだ課税が安くなってるということじゃないかというふうに思います。

それとですね、新しい室は私は、もっとウイングを広げてくれてやってくれるんだというふうに思ってたんですね。もっとウイングを広げて。でないと、何をやってるか分からないようになるんじゃないかなと私は思います。従来より問題になっておりました、平群西小の跡地、南保育園跡地、そして公社から買い上げられた土地、もう一つは若井の資機材置場、私はビンノ池の近くだけだと思ってたんですけども、若井の住宅地の中にもあり、中央公園の西側にも結構あるように思うんですけども、そういうこともぜひともやっていただきたいと思うんですけども、副町長、もう一度御答弁いただけませんか。

○議 長

副町長。

○副町長

もちろんその新しい室については、何かこれだけしかしないとかっていうことではなしに、何ていうんですか、いろんな分野を横断的な連携をもってやっていくというのはもちろんのことやっていきます。ただ、個別具体的なセクションについては、それぞれの担当課がありますので、そちらのほう为主体になってやっていく。ただ、総合的にその辺のところのマネジメントをやっていく。それについては、もちろん部長だけの集まる行政戦略会議もありますし、そういったところで合意形成を図って行っていくと、こういうことになろうかなと思います。

○議 長

森田議員。

○ 8 番

私ね、悪いんですけども、新しい部署でもやっぱり汗をかくべきだというふうに思うんですよ。計画だけやったって、それで終わりだと。例えばコンサルに頼んで、それで終わりだということが結構今まであったように私は記憶し

ております。だから、そういうことをきっちり一気通貫でやるようなことも私は必要じゃないかなというふうに思うんです。それを言ってもですね、これから副町長、町長のほうでお考えいただきたいと思うんですけれども。先ほど言いましたように、人口対策として、今申し上げたような住宅ストックだけじゃないというふうに私は思います。フランスのシラク大統領が、三つの何か提唱したことで、シラク3原則を実行したことで、フランスは出生者が増えて、非常に人口も増えてるといいますか、移民もあるんですけれども、増えてるといふことですので、そのことについては、保育環境の整備については機会を見て、また質問したいと思います。この質問はこれにしておきます。よろしく願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

次に、住宅地のコミプラの跡地利用ということで御質問いただいております。

まず、月見台については、民間事業者へ賃貸を行っております。椿台、若葉台の跡地については、当時ですね、公共下水道に接続したときにはですね、大和川総合治水対策により、平群町に割当てられた雨水調整量をクリアする方策として雨水調整池を検討しておりましたが、今現在はため池利用の雨水調整により、平群町に割当てられた雨水調整量が確保されている現状となっております。公共下水道に接続したときはですね、何とすることでこの雨水調整量をクリアしなければいけないということで、ここを雨水調整池にすればどうかということも検討しておったんですが、今は割当量からすると緊急性がないというような状況でございます。

また、三里の東御陵台及び今後供用開始を予定しております緑ヶ丘B、C、D地区の跡地についてはですね、将来的には大規模震災に備えた、比較的大型の防火水槽として活用することが有効利用の一つの方法と考えておりました。いずれにしても、各地域の跡地利用を実施する際は、地域住民、自治会の方々にも丁寧な説明と協議、合意形成を図り、また町の関係各課とも協議しながら進めていくこととなります。なお、北信貴ヶ丘については、所有、管理とも三郷町となっております。

続きまして、今後の接続計画についてお答えさせていただきます。議員お述べのとおり、令和4年1月末現在、総人口1万8,572人に対して、供用開始人口1万163人で、普及率は54.7%、接続済み人口9,562人で、水洗化率は94.1%となっております。これまでの主な供用開始区域としましては、春日丘、日立団地、椿井、竜田川団地、北信貴ヶ丘の一部、吉新の一

部と集中浄化槽区域の竜田川ネオポリス、菊美台、月見台、椿台、若葉台、ローズタウン若葉台、三里東御陵台、緑ヶ丘の一部など、公共下水道に接続し、全体の計画面積469.18ヘクタールに対して、供用開始面積は令和2年度末時点で、184.65ヘクタールとなっております。今後の計画ですが、緑ヶ丘B地区につきましては、令和4年3月末日で公共下水道に接続を行います。引き続き、緑ヶ丘C地区を令和4年度末に、緑ヶ丘D地区を令和5年度末に接続する予定です。まずは緑ヶ丘地区の公共下水道への接続に向けた取組を進めていきたいと考えております。また、現在の事業計画が令和6年度までとなっておりますので、事業計画等を見直し、その後は初香台地区、福貴団地地区についても、町の財政状況を勘案しながら効率的に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。これから供用開始されるのは、3月末に緑ヶ丘のB地区、4年度は緑ヶ丘のC地区、D地区は5年度ということで、今後については、またそういう事業の見直しを行うということは理解できたんですけども、月見台の具体的にどこに貸してるんですか。私が調べたところがちょっと面積で800平米ぐらいあったんじゃないかなと思うんですけども、若葉台で1,740平米、椿台で1,200、緑ヶ丘のB地区で670、C地区で480平米、D地区は1万400平米だったというふうになっております。副町長ね、これもですね、財政が厳しいわけですから、何か跡地利用についてですね、やっぱり真剣に私は考えていただきたい。もう一度、事業部長にお尋ねしますが、この移管後のコミプラはどこが管理してるんですか。例えば、月見台も何か貸してる場所もあるんですけども、それはどこが主になって貸しておられるのか。若葉台なり、椿台なり、そういうところのコミプラは誰が管理してるんですか、維持管理を。例えば、マンホールが潰れて人が落ちて亡くなるということも、過去に浄化槽の事例であったわけですけども、この管理は誰がしてるのでしょうか。その辺をちょっと分かりましたら、お尋ねしたい。あわせて、民間業者が開発されました民間業者のコミプラがあったと思うんですね。緑ヶ丘のA地区、E地区、そして光ヶ丘でしたかね。それはもう当然、公共性がなくなってるわけですから、これはきっちり課税されてるんでしょうね、分かれば教えてください。分からなければ結構です。今の件だけちょっとお尋ねします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

用途を廃止しました集中浄化槽、土地の所有が平群町になっておりますので、これの管理は基本的には政策推進課で行っております。民間所有のものについては、当然用途が廃止されたということでありますので、雑種地なり、宅地なりの課税になってるといふふうに思います。これは少し確認をさせていただきますが、そういうことだろうといふふうに思っております。有効利用ということなんですが、そもそも浄化槽です。なので、そこにはですね、かなり大きな規模の水槽が座っております。この水槽を撤去するということになりますと数千万かかると。大体見積りを各自治会で行って行りましたが、そういった費用がかかる。たしか若葉台では2か所ありまして、1億近いような話があったといふふうに思っております。よって、それをですね、自治会に負担してもらうというのは大変なので、そうすると公共下水道にはいつまでたっても接続できないということもありましたので、水槽部分は一旦残しておいて、機械類、ポンプ類、そういったものは自治会の費用で撤去していただきながら汚水処理もしていただくと。将来的には、先ほど言いましたような防火水槽だとか雨水の調整池に再利用すればいいのじゃないかといふふうに考えてたということですよ。それ以外のものに再利用するとなればですね、数千万かけて水槽を撤去して更地にして、その上で何かということになるので、なかなかそれは尺に合わん話になると。なおかつ、仮にそれを宅地にしたとしても、もともと汚水が集まってきてた浄化槽の用地だということで、それを例えば、町が転売するといふようなことをしたとしても買手がつくとはなかなか思えないといふようなこともあって、なかなかですね、有効利用ということだと考えると、当時考えたのは雨水調整だとか防火水槽にするぐらいのことかなということですよ。そもそもそういう土地でもございましたので、なかなかそれ以外に有効に活用できるようなことについては考えつかないといふようなこととございます。

以上です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

財産の管理ということで、政策推進課のほうで管理しておるわけなんですけど、月見台の浄化槽の跡地なんですけども、これにつきましては地元の業者の方に賃貸借していただいて、今、太陽光のパネルが置かれてるといふふうな状況でございます。あと、跡地の利用ということで、竜田川ネオポリスの浄化槽

につきましては、防火水槽ということで転用になっております。これは消防のほうを担当します総務防災課のほうで管理してるという状況でございます。

○議長

森田議員。

○8番

売れるか売れないかはやってみないと分からんわけですよ。もっと具体的にやっぱりこの際ですね、新しい部署になるんかどうか、副町長、分からないですけどね、真剣に考えてほしい。私から申し上げるわけじゃなくて、町が自主的に若井の資機材置場についても、実際は個人で契約してて、工事は法人がやってるというようなところもあるわけですね。時間がたつにつれてですね、もう分からんようになってしまうと思いますね。

それとですね、先ほどコミプラは開発指導では、その他の部類に入ってると思うんですね。宅地とか道路とか公園とか緑地じゃないと思いますので、町長、副町長、ぜひともですね、これを利活用するというその活用じゃなくて、売却する方向でね、光ヶ丘のところをきれいに業者さんが撤去して、うわさでは何か建物を建てるような話も聞きました。建物を建てるということは、イコール売れるということじゃないかと思しますので、きっちり汚染対策をすれば、私は売れると思いますので、副町長、トータルしますと1万5,200平米ぐらいあるんですよ。ぜひともですね、これも新しい部署で基本的な方針をつくっていただくことをお願いしておきます。新しい部署の仕事には非常に期待しておりますので、よろしく願いいたしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、駅周辺の区画整理事業に伴います公園整備についてお答えいたします。

御質問の1項目の文化センター北側の吉新1号公園、役場南側の2号公園について、現在は、いずれも未整備の状態です。区画整理組合において、平成28年度に整備計画を作成されましたが、整備には至っておりません。議員御指摘のとおり、地権者より提供（減歩）を受けた土地を有効に活用するべきであることは十分承知してるところであります。公園の整備計画どおりでありますと多額の費用が必要なことから、計画を見直す必要があると考えております。遊具やあずまやなど既製品は大変高額になることから、できるだけ費用をかけずに、かつ居心地のよい憩いの空間としての整備を検討し、できるだけ早い時期に実現できるよう考えてまいります。

続いて、2点目の役場横の竜田川河川の整備についてお答えいたします。

区画整理事業での公園整備はできなかったものの、河川整備の遊歩道として、当時奈良県にお願いして、現在計画をもって順次施工していただき、令和4年度で森脇橋までの遊歩道整備が完了する予定です。これにつきましても、遊歩道と一体的な整備ができるよう検討したいと考えております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

私はこの質問しておりますので、公園を造れば幾らかかるということは積算されてると思うんですね、当然。私はすり合わせはしておりませんが、当然このような質問を投げかけておるわけですから、幾らかかってそれだからできない。普通であればプラン1、プラン2、プラン3ぐらいを持って金額を出すわけですね。私はこのような公園は本来なら、区画整理組合がやるべき事業だと思うんですね。一般的に住宅の開発事業でも、きちんと公園を整備して行政に移管するというのが普通だと思うんですね。そのことを今申し上げても前に進みませんので、具体的に幾らかかるんですか。そして、この公園は交付税の算入の基礎になっておると思うんですね。これは現在、少額であります、この面積は交付税算入の基礎となっているんでしょうか。

それと、県の河川公園のことですけれども、今の話ですが、遊歩道の話じゃないですか。私ども議会が説明を受けておりますのは、公園と一体した河川公園を整備する。それで住民にも完成予想図というんですか、そういうものを出しておられたと思うんですけれども、それがどうなってるんですか、遊歩道とは別の話だと思うんですけれども、その辺はお答えください。

○議長

事業部長。

○事業部長

公園の整備費用ということなんですが、当時いろいろと絵を描いてたようですが、それが計画の仕様によっては金額というのは大幅に変わってくるので、あえてこの公園について幾らかかるからできないというような話じゃなくて、基本的に財政状況の中で、公園整備までできなかったと。

それと、河川横の遊歩道ですね、河川公園の整備についてなんですが、恐らく県にもいろいろ要望もあったと思うんですが、基本的に遊歩道については県のほうで整備をしていただくことになりましたが、河川公園まで県のほうで整備していただくという話になってたのか、あるいはそういうお願いをするとい

う話になってたのかということなのですが、現実、今県がやってもらってるのは遊歩道の整備ということです。

以上です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

公園の交付税算入ですが、吉新の公園につきましては交付税算入をされてるということでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

公園の整備ですけどね、普通、私がこういう質問をするということは当然、工事費を言うことは分かってるんじゃないかと思うんですよね。例えば、プランAであればどんな費用がかかる、ねえ、副町長、そうじゃないですか。議会に対する対応として。これは誠に失礼だと思うんですよね。すり合わせしなくても、公園の整備を言うてるわけですから、費用を出さなくて、高額の財政負担と、そんなこと言えますか。幾らだったら、それだったら公園整備できるんですか。私は植田議員の前のミニ開発のところの公園を見ても、こんな立派な公園になっておりません。逆に言えば、公園というのは定義があるんですか、区画整理事業の公園として。私はこれはね、非常に不信感を感じます、このことについては。

それとですね、河川公園についてですね、駅周組合から後の引継ぎがきちりされてないん違いますか。やっぱりきちり議事録も、打合せ記録も当然残っておると思うんですよね。議会の質疑とかそういうもので、議会で説明もされてるわけですから、これはきちりもう一度整理して、県にお願いすべきことを約束してるのであれば、後任にお願いしてほしい。

それと今、交付税算入にこの公園が含まれてるということは、町長、重大な問題ですよ。額は知れてるにしても、これは私は重大な問題だと思うんですけども、その辺のことをもう一度御答弁ください。

○議長

事業部長。

○事業部長

当時、あくまでも区画整理組合の中で、公園についてはいろんな絵を描いてたと思うんですが、例えば遊具一つとっても平群の中央公園だとか北公園だと

かにあるような、アスレチックだとかあずまやにしる、そういったものを一つ造るか造らないかで数百万、あるいは1,000万円以上変わってくるので、今これ、公園、例えば当時の見積りで幾らかかるみたいな話をしてもね、だからどうなんだという話で、今お答えしたようにですね、今、町の財政状況の中でできる、そういったものに整備するように考えたいということです。だから、できるだけその費用をかけずに、自然な形の公園にするようなことで、実現化していきたいと。いろんな遊具があったり、いろんな設備があったりというような公園をですね、今この状況で造っていけるかという、それはなかなか難しいので、お答えしたとおり、できるだけ費用をかけずにということ考えていると。それは、確かに今の状況で放置しているということがいいとは思っておりませんので、公園としてできるだけ早く整備するということは、町としても思っております。よって、そういう答弁をしたということです。

交付税算入については、区画整理の事業の中で、この状態で交付税を算入されているわけですし、その上できちっとした公園として整備されていないと。せつかく区画整理事業の中で公園用地が創出できて、区画整理の中で事業費に対して交付税が算入されているにもかかわらず、活用できてないということが問題だという御指摘ですが、それについてはそのとおりだと思います。ですから、それでいいというふうに考えているわけではなくて、できるだけ早く、何らかの形で活用できるような公園にしていきたいということで御答弁してるところでございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

あれで公園と言えるんですか。それであれば、公園の定義とは何ぞやと。公園とはどんな状態を公園というのか。それを今日は結構ですから、別の機会に示していただきたい。私は公園の整備が終わってないというふうに見ております。事業がこれでは終了してないと思うのですが、町長はこのたびの山本議員の質問で町長選挙に出馬を表明されました。お金がないことは重々分かっておると思うんですが、交付税に算入されていることが明らかになりました。ぜひ、補正予算に組んでいただき、執行いただくことをお願いしておきます。

最後に、今月末で定年退職されます島野部長、大浦部長、長い間お疲れさまでした。御礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午後 3 時 3 5 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3 時 2 8 分)

再 開 (午後 3 時 3 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 6 番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○ 6 番

それでは、私のほうから大きく 3 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目、ペットと同行避難できる避難所整備をということです。

災害時に家族として一緒に暮らしているペットが同行して避難できる避難所の整備が東日本大震災を機に、全国各地で取り組まれています。ペットがいるため避難所への避難をためらうことがその背景にあり、問題となっていました。また、避難生活で不安やストレスを少しでもペットがいることで回避できる。ペットを救うことは、飼い主を救うことにもなる。共に避難できる場所を少しずつ増やす必要があるとの獣医師などの意見も聞かれます。それとあわせて、飼い主とはぐれた犬が野犬化するなどといった新たなトラブルになる、こういうふうなことも引き起こしかねません。平群町としても、避難所におけるペットの受入れの検討を進め、マニュアル化していくことが必要ではないでしょうか。現在、県下でこの同行避難を位置づけているのが、奈良市、生駒市、橿原市、大淀町、そしてお隣の斑鳩町というふうに、それと十津川村ですね。私が調べた範囲ではそうなんですけれども、ぜひ平群町でも、それをマニュアル化を進めていただきたいということが 1 点目です。

2 点目には、総合文化センター駐輪場に屋根の設置をということです。

現在、総合文化センターの駐輪場には屋根が設置をされていません。急な雨や夏場の日差しがきついときなど、止めてある自転車やバイク等の座席がぬれたり、あるいは夏場は座席が熱くなり過ぎて座れなくなったりとの声をお聞きをします。最近では、どこの施設でも駐輪場には屋根が設置をされているところがほとんどであります。一番新しい施設でもある総合文化センターを安心して利用していただくためにも、最低限、屋根の設置をすべきではないでしょう

か。

最後、3点目は、こども園の待機児童問題についてであります。

予算委員会のときにも一定質問させていただきましたが、平群町では2018年度、令和元年度に初めて4月から待機児が発生するという状況になりました。その後も、令和2年度は4月には発生しなかったものの、5月から年間を通して待機児が発生してる状況があり、令和3年、そしてこの4月からの令和4年度も、現在のところ、4月からの待機児が発生する見込みとなっています。予算委員会でも一定お聞きしたんですが、この待機児の問題については日々変動するということでしたので、予算委員会後、またその変更があれば、現在の待機児の人数をお教えいただきたいというふうに思います。いずれにしても、平群町での待機児が常態化していることは明らかであります。また、これまで保育教諭が確保できずに待機児発生となっていた状況が、令和4年度からは定員の見直しを行うということで、ゆめさとの場合は、これまで267名を定員としていましたが、それを255名、12名減となったことなどもあり、定員自体がいっぱいとなり、受入れができない事態も出てきています。よりよい保育環境の下での安心安全な保育を提供していく上では、定員の見直しも一定理解できるものですが、ここ数年、待機児が出てるという状況の中では、かなり厳しい定員の削減ではないかなというふうに私は思っております。そういう中で、新しい保育環境の下で、どのようにして待機児の解消をしていくのかが求められているわけです。人口減少に歯止めをかけ、税収確保、町の活性化に向けて、令和4年度から新たにまち未来推進室も立ち上げましてですね、若年層の移住や町内定住化を進めるということで人口減少に歯止めをかける、そういう取組も町として始めていくということですから、それを成功させる上でも、若い世代が平群に移り住んでもらうためには、待機児童を出さない対策は絶対に私は必要だと考えています。予算委員会のときもありましたが、町外保育も最近ではなかなか受けてもらえない厳しい状況下にあることから、平群町として新たにこども園をつくっていくのか、あるいは現在平群町にある町有地を使って民間事業者を呼び込むなど、何らかの対策を取ってこの問題を解決していかなければならないと考えていますが、町としてどのような見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

以上、大きく3点について、明快な御答弁よろしくお願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは1点目、ペットと同行避難できる避難所整備をについてお答えさせ

ていただきます。

ペットと同行避難できる避難所整備及びマニュアルの策定につきましては、他の議員の方からも以前より御指摘、御提案いただいております、その必要については強く認識し、昨年より避難所等におけるペットの受入れ及び飼育管理など適切な保護対策が行えるよう、飼い主等に対しては避難所におけるペット対応マニュアル、それから避難所に配置する職員に対しましては、災害時のペット飼育と同行避難マニュアルの策定に着手し、既に素案が出来上がっているという状況でございます。今後、平群町防災会議委員による確認及び意見提言を頂いた上で、平群町ホームページ等により住民へ公表するとともに、周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○6番

ありがとうございます。県下でもまだ、先ほど言ったように、6市町村でしか持っていないということで、そういう意味では、平群町は取りかかっていたいてありがたいと思います。県のほうも、環境省のほうで東日本大震災を受けて、自治体にそういうものをつくっていくようにというふうなものもあって、奈良県もこういう避難所におけるペット受入れ検討の手引みたいなものを出してですね、各市町村での対応ができるようにというふうに進めているところもありますので、平群町としてそういうふうに進めていきたいということでしたので、これ、大体いつ頃をめぐりにやるのかという問題と、それから現在、平群の中での指定避難所に多分つくるとすれば、同行避難できる対応をしていかなければならないなというふうに思うんですけども、平群町がペットを避難所で受け入れるというのは、基本的には指定避難所11か所全てにおいてそういう状況をつくっていかうというふうにご検討されるのか、それと今後どれぐらいをめぐりに、それをきちっと受け入れができるような体制が取れるのか、そこら辺も含めて、目標をどれぐらいに置いておられるのかということをご確認をしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

いつ頃かということでございます。一定の素案はできているということですので、その内容も再度精査しながらですね、できるだけ早いうちに防災会議委員による確認を頂きたいということなんです。その開催について、コロナ禍とい

うことでいろいろやり方も含めて検討していきたいと思います。できるだけ早急には対応したいと思います。それから、受入れできる避難所の指定ということで、一応、今このマニュアル案の中で考えておりますのは、指定緊急避難場所、それから指定避難所、一時集合場所、この辺についてそういう対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ほぼ全てというふうな形になるうかと思ます。

○議長

植田議員。

○6番

ありがとうございます。すごいですね、全てそういう対応ができるようにしていきたいと。一時避難っていうのは、各自治会の公民館とか集会所なんかはその対象になると思うんですが、そうなれば、ほんまに自治会のほうにきちっと話をして、ちゃんとそういう受入れができることをやっていただかなければなりませんので、結構これは必要なことなんだけど、実際そうなったときに、やはりいろいろ問題があって、住民間でトラブルが起こったりという問題もあります。非常になかなか進めにくいっていう点も出てきて、やってるところではそういうところもありますので、ここは十分お互いが理解できるような啓発っていうのは、これは行政がその方向で進めるのであれば、それをきちっとやっていただきたいというふうに思います。余談ですが、多分、今考えておられるのは同行避難で、その避難所で人間が避難する場所と、ペットが避難する場所は多分別な部分、別な場所という形で避難ができるというふうな対応を考えておられると思うんですけども、九州のほうなんかは結構進んでまして、ペットと一緒に避難所でも過ごせるというふうなところを、やっぱり九州辺りは台風とかいろんなことがあって、こういうかなり進んだ対応をされてる。これは福岡県久留米市なんかはそうなんですね。そのことで被災された方たちも安心して避難ができるというんですかね、そういう状況もありますので、将来的には平群もそういうふうなのを目指して、やっぱりやっていただきたいというふうに思います。これはぜひ、できるだけ早い時期に、台風が来る前ぐらいには、ある程度スタートできるようにお願いしたいというふうに思います。この件については以上で結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、植田議員御質問の2項目めです。総合文化センター駐輪場に屋根の設置をについてお答えします。

総合文化センター駐輪場は、近鉄線に面した敷地の東側に設置しており、自転車約28台分のスペースを確保しています。設計時において、駐輪場屋根の有無について協議しましたが、既存3施設を機能集約・統合し、複合施設として整備するに当たり、補助採択として延べ床面積の減少が要件であり、ひさしつき回廊などは建築基準法の延べ床面積にカウントされることから、当時の判断として屋根の設置を見送った経緯があります。総合文化センターへは、車または徒歩での来館が大半を占めており、自転車、バイクでの来館は少数なのが現状であり、一定の経費も必要なことから、現在のところ設置の考えはございません。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

そうですか。これ、11月の住民団体の統一要望の中ではね、回答としては、財政的に大変だからできないというふうな、文章的にはそういう回答で返ってきてるんですね。まあ言うたら、集約した施設で、だからそこまでは出ない、そのスペースは取れないということなんですよね。だから、三つの施設を合わせて、その合計床面積以内でしか補助対象にならないということでそういう答弁だったんですが、当然今の現代の中でね、そういう公共施設での屋根というのは設置されてるのがほとんどなんですよ。ほんで、100メートルも200メートルも屋根をつけろという話でもないですしね、あそこの場所を見ていただいたら分かる。夏なんかは一日中日差しが当たるという状況ですので、図書館なんかへ来られたら、やっぱりそこで1時間、2時間というふうな形で図書館を利用される方もいらっしゃるわけですから、そんな真夏にどれだけ来はるかって問題はあるけど、避暑も兼ねてっていうたらおかしいですけども、図書館であればゆっくり涼しい中で読書もできるってことでね。そうなったら1時間置いてたら、そんなもん座れませんわ、熱くて。100メートル、200メートルの屋根をつけてほしいというのではないですから。最初の文化センターをするとき延べ床面積云々って話があったけど、何でそのときにそのスペースを取るための何か努力をしてくれへんかったんかなと、今から私はすごく思います。だから、あそこを何らかの雨よけ、それから夏の日差し対策っていうのは、やっぱりちょっと考えていただかないと、せっかくの施設が利用しにくいというものになってしまいますので。確かに、それはバイクや自転車の数がいつも押し合いへし合いで止められないという状況でないのは知っています。だけど、そのためのスペースとしてあるのであれば、そのスペースを十分安心

して使える状況にするっていうのが、私は行政側の責任だと思いますので、そこは延べ床面積を取れなかったときに、じゃあどうしようかって、そういう議論にはならなかったんですかっていうふうに私は思います。何らかのやっぱり対策は考えていただきたい。このことは申しておきたいと思います。

それと、もしあそこに屋根をつけるとしたらどれぐらいの金額だと、ここでは財政的に相当かかるというふうに回答として出てるんですけども、ということとは、ある程度その見積りなんかもされたと思うんですが、その点について、もし費用がどれぐらいっていうのを見込まれていたのなら、その点だけ教えていただけますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず最初、延べ床面積の件について、ちょっとおっしゃいましたんで、それについてもう少しそこは詳しくお話しをさせていただきたいと思います。文化センターの建設に当たりまして、基本構想から始まりまして、基本設計ということで、基本設計の実設計ということをやっていたわけなんですけども、基本設計に当たりまして、住民の皆様に参加いただいて、ワークショップというものをやりました。そのワークショップの中で、こんな施設であってほしい、こういうものが欲しい、こんな設備も欲しいということで、随分とたくさんいろんな要求を頂きました。それをできる限り反映させるように、設計といろいろな協議をしたところでございます。その基本設計のときに、既存3施設の延べ床面積2,750平米ですけども、これを下回らなければならない、そういう状況の中でいろんな要望がございまして、どれとどれをつくって、これとこれは辛抱しようと、そういうような考え方で基本設計を進めてきまして、そのときの判断として駐輪場の屋根は見送ろうと、そういうようなことになったわけでございます。結果的に駐輪場の屋根っていうのは25平米程度なんで、どうでもなったんちゃうかと、そのようなことになるかもしれませんが、基本設計時の考え方として、その当時は見送ったと、そういう経緯でございます。

それと、11月のキャラバンのときでしたかね、同じような質問を頂いて、そのときにはちょっと財政的な理由も言いましたけども、その前段として、私のほうから延べ床面積の件も同じように申し上げましたので、ちょっとそこは誤解のないようお願いいたします。

それと屋根の設置費用ですけども、業者による見積りの件ですけども、約110万程度かかるというふうに聞いております。

○議 長

植田議員。

○6 番

分かりました。ごめんなさい、ちょっと私がそれやったら聞き逃していた部分があったかもしれません。110万、これ、そしたら基本的には未来永劫あそこには屋根はつけられないと、そういうことなんですか。それを聞きたい。それは一定の期間が過ぎればつけられるんですか。それやったらつけていただきたい。それだけ、ごめんなさい。私はそういうところが疎いもんですからね。確かに建てる時はそうだったかもしれないけど、未来永劫あそこに屋根はつけられない、そういうものなんか。いやいや、そうではないんですよというもののなか、その点を答えてもらえますか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

あの場所に屋根を未来永劫につけないのか、つけられないのか、そういうことは思っておりませんが、駐輪場屋根設置の要望の件について、現場の文化センターのほうにも直接私が聞いたんですけども、要望としては非常に少数であったというようなことでございます。やはりですね、駐輪場の屋根っていうのは、それはないよりはあったほうが良いというふうに思いますので、今後ニーズが高まった段階で、検討課題とさせていただきます。

○議 長

植田議員。

○6 番

やっぱり今、公共施設のところでどこでもね、屋根ぐらひは最低つけてます。それが平群はないというのは、ほんまに一番新しい施設でありながら、そういうものがないというのは非常に私は恥ずかしいと言うしかありません。別に未来永劫つけられないものではないとおっしゃるんだったら、100万程度と言ったら怒られるかもしれませんが、やっぱりそれで安心してあの施設が利用できるというのであれば、やっぱりこれは行政としてきちっとやっていただきたい。強く要望しておきたいと思います。この件については以上で結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の大きな3項目めの御質問でございます。こども園の待機児童問題について、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の4月1日時点での年齢ごとの待機児童についての御質問でございます。

昨年11月の新規入園に伴います一斉申込みにつきましては、合計101名の申込みがございました。それで結果といたしまして、全ての児童に対しまして入園決定を行ったところでございます。その後、2月より新たに4月入園の随時受付を行ったところ、これまで12名の申込みがあり、そのうち6名の受入れと、近隣市町村の保育園などへの入園調整によりまして、2名の入園が可能となり、1名の方が辞退されたことから、4月1日時点での待機児童の見込みにつきましては、現時点で2名となっております。内訳といたしましては、1歳児で1名、4歳児で1名となっております。そのほかに、待機児童に該当いたしません1号認定の3歳児の子どもさんが1名おられるということでございます。

次に、二つ目の待機児童の解消についての御質問でございます。

これまでも、待機児童の解消に向けては、関係課で協議を重ねてまいりました。昨年11月の一斉申込みにつきましては、全ての児童の入園決定を行い、2月の随時申込みの児童につきましても、6名の受入れを予定してるところでございます。今回の随時申込みにつきましては、例年と比較いたしましても大幅に人数のほうも増加しておりまして、予想を上回る申込みがあったのかなというふうに考えております。また、それに向けての対応を行ったところでございます。待機児童の解消に向けて、随時申込みの児童につきましても、近隣市町村の保育園等への入園調整など、具体的な入園に向けての対応を行っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議 長

植田議員。

○6 番

もう1点、今後どうしていくのかっていうことも聞いてたんですが、もう1回再質問のときにそれも入れます。予算委員会的时候には7名やったかな、合計、たしか。ですよね、7名の待機があるということで、今日現在でそれが辞退も含めていろいろほかの園に行くとかっていうことも含めて2名までになったということで、4月からはこのままいけば2名の待機児を残したままスタートということですけども、この間ずうっと毎月待機児童が出てますよね。いつも9月ぐらいで2桁ぐらいになるのかな。やっぱり常に年間を通して待機児が必ずゼロになったことはなかったと思うんです。私が頂いてた資料をずっと見ててもね。どんどんどんそこから増えていくということですので。それと最初に言いましたように、これから若い世帯の移住や、あるいは定住化を進め

ていくために、室も立ち上げてやるっていうことは、若い世代ですから子どもさんが生まれる可能性もかなり高いわけですから、そうなると、やはりこのこども園で常に待機が出るっていう状態であるのであればね、やっぱり移住してくる方たちにとっても、大きなハードルになると思うんです。それを町としては今後どのようにしていこうと思っているのか。私、それは公設公営で運営できるのが一番いいとは思いますが、なかなかいろいろな問題もあると思うんですけども、斑鳩なんかでも公設民営であったりとか、三郷は民間の保育園がこの4月からスタートしてて、待機児をできるだけなくすという方向で動いているみたいなんですけど、平群町として、今後この分野についてはどのようにしていこうというふうに考えているのか、町有地なんかもたくさん今できてますのでね、そういうところも利活用して、新しい民間のそういう社会福祉法人なりのところに来て運営をしてもらおうっていうのも一つの手なのかもしれないと思うし、そこら辺の方向性はどのように考えておられるのか、その辺の考えを再度お聞きをしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後の対応ということでございます。現在、今年度につきましては、待機児童のほうは今まで従来でしたら、保育教諭等のマンパワーの不足ということでの待機っていうのが理由でございましたが、今回定数の関係ということも踏まえて、また行政としては大きな一つの課題になったのかなというふうにまず理解しております。今後どのようにということなんですけども、まず教育委員会や私ども福祉こども課、またこども園のほうと協議しながら、児童や保育教諭の配置等で何か内部的にクリアできないかなということはずまず考えていきたいというふうに考えております。どうしても受入れができないようなことが、今後常態化するような場合は、今、議員お述べになられたような民間の施設の誘致であったりとか、またその前に各近隣の市町村への入園の調整等々、積極的に行ってまいった上で民間活力の導入という部分で、民間のそういうふうな保育施設の誘致であるとか受入れというのも当然行政として積極的に進めてまいるといのが、今後の対策であろうというふうに思っております。またあわせて、かなりこれは大きな話でございますが、本当に長期間常態化するということで、なかなか他の市町村での受入れっていうのも困難な場合が生じた場合について、当然やっぱり町としての園の整備というのも一つの課題として考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長

植田議員。

○6番

それは当然だと思います。もう長期間の常態化っていうのはずっとこの間続いてますからね。だから、そういう意味では、これを本当に早く解消できるような対応をね、今回、室も立ち上げてやるのであれば、そのこともしっかりと平群町のこれからのまちづくりの中で位置づけていただいで進めていただく、これは非常に若い世帯を呼び込む意味でも私は大事だというふうに思います。

それで、今、部長ね、内部的にクリアできないかって、そういう内部的にクリアできるような状況ってあるわけですか。それだけ聞かせて。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ちょっと私のほうも説明不足で恐縮でございます。基本的には、先ほど来、園の定数の話が出ておりました。条例上の定数というのが199で、今回議会のほうで御説明申し上げたのが255ということで理解しております。以前は、260を超えるような定数で子どもさんのお預かりをしておったというところでございますが、そこにつきましては、これできるかできないかというのは少し不明瞭なところが多いんですけども、何かその施設の中身をもう少し見直す中で、部屋の定数とかそういったものを増やすことができないかとか、保育教諭の数を調整することによって、今申し上げた255の定数というのをもう1回考えることはできないのかとか、そういった内部の自助努力によりまして、また施設の改修とかも含めて、何か手を打てる方法はないのかなというふうな思いは持っております。これはあくまでも、実際に今建ってる施設でございますので、拡張したりとかいうことは現実的には不可能ですので、そういったことも行政の努力としてできるものならというふうなことで御説明といたしますか、答弁させていただいたようなところでございます。

○議長

植田議員。

○6番

ということは、今、正式な保育室ではないけれども、そこも改修してきちっとした保育スペースとして受入れができるようなことも考えてるとい、そういう認識でいいんですね。そういうことも考えてると、そういう部長の答弁だというふうに私は認識をしたんですが、それはそれで現場の先生方との話、あ

るいは保育教諭の確保の問題もまたそこで新たに出てくると思いますので、いずれにしても、とにかく今後の平群町の保育行政とこども園の運営をどのようにしていくのか、希望者が全て入れるというような状況をつくっていかねば若い世帯は増えていかない。このことは、私は絶対確信を持っている部分でもありますし、そういう問合せもありますので、保育園へ入れますかって。入れるんやったら平群に移っていこうと思ってるんですっていう声も聞きますのでね、あちこちから。そういう意味では、大きな正念場にこれからのまちづくりの中でなっていくしますので、ここはぜひ町としてしっかりとそのことは肝に据えて進めていただきたいというふうに言いまして、私の一般質問は以上で終わります。

○議長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時07分)